

第八回 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和二十五年七月二十一日(金曜日)午前十時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○地方税法案(内閣送付)

○地方行政の改革に関する調査の件
(国家警察予備隊の創設及び治安問題に関する件)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。地方税法案の予備審査を続行いたします。

○西郷吉之助君 政府側にお尋ねしますが、昨日までの連合委員会の席上で、同僚加藤委員から御質問になつた点に関連するのですが、今度の政府提出の地方税法案中、固定資産税につきましては、非常に思いやりのある措置を政府はとつておる。即ち五百二十億円を相当に上廻つたり下廻つたりする場合に、適宜税率を地方財政委員会の規則で調整するようになつておるのであります。前国会以来、今回の地方税はややもすれば標準税率のために取過ぎる虞れがあるというのを我々は初め政府にたび／＼注意したのですが、こういう点があるのですが、今度の固定資産税については、そういうふうな厳になつた場合には調節することには私は非常にいい点はないと思ふのであります。これはいいのです。が、加藤さんも言われたように、附加価値税については、そういう考慮が拂われていない。そのことに對して附加価値税についてはそういうことをしな

いということを他の國務大臣はつきり答弁したのですが、私はその点は解し兼ねる点なんです。たとえ今度の地方税法案にそれがしてないとしても、今後そういうことは……、取過ぎたような場合は国税の場合において始終ある。政府委員の奥野財政課長の答弁だつたと思うが、一、二億はこれは政府の見込も違ひでしよう、増減があるでしょう、こういう答弁であつたのです。が、今日はインフレの結果、政府も民間も億というものを簡単に考へて、一、二億というものを民間にあるので、政府側の委員諸君もそういうことを簡単に考へて、数億くらいはどうしようというこは、私は非常に國民生活が逼迫しておる折から、政府としてこういうことを言うことは非常に怪しからんと思ふ。殊に徴税の問題は、国税に比べても地方税においては非常に今日國民の負担力の点が貧弱なものでありますから、今日徴力で、五千万円でも、一千万円でも取過ぎるといふことは嚴に政府の態度としては慎んで貰いたい。そういうふうな考へなもので、附加価値税においても取過ぎるといふことは實際論理的になつておる。民間で言うなら一流会社でもそれを非常に懸念して、それが附加価値税に對する反対の恐怖観念にまで發展しておると思ふ。そういうふうな場合なんですから、そういうふうな問題に對しては、國務大臣初め関係当局は取過ぎないように、又あつた場合にはこするのだとい

う、固定資産税の場合と同様に、國民に對して非常に思いやりのあるそういう措置を考へるべきだと思ふ。私も今度の地方税法にそれを織込めというようなことは言いませんが、今後の政府の考慮すべき課題であつて、折角困つておつて納めておるのですから、取過ぎがあつてはいけなかつたと思ふ。そういう点は簡明率直に政府も考へなければならぬと思ふ。こういう点を大臣が考へないで、俾そうに言つたことは、誠にこういう税を担当する大臣として輕率極まる。公僕としてこういう言明をすべきものではない、そういう点は非常に遺憾に思ふ。今國務大臣がおられることは是非考慮して貰いたい。私は今何やれと言ひませんが、国税の場合には非常に多額の取過ぎが御承知の通りある。そういうことでは日本の國民は非常に不安の念に駆られると思ふ。そういうことに対して勿論今後十分に考慮するといふような考慮があつて然るべきだと思ふ。新米の大臣がこういうような輕率なことを得々と言ふことは非常にいかぬと思ふ。この点重ねて政府に言ひたいと思ふ。國務大臣があなたに何を言つたからといつて、それに同調しなければならぬというそんな馬鹿なことはない。大臣にも誤まりは沢山ある。その点十分に考慮して貰ひたい。その点について政務次官から御意見を聞きたいと思ふ。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。西郷さんから非常に穩當な御注意を頂いて感謝を申し上げる次第であります。附加価値税の税収見込額について、この点につきましては詳細奥野政府委員から答弁いたしましたし御了承願ひと思ふのであります。が、税収見込額において多少の違いがあるということは察するに難くないのであります。これは、政府といたしましては、全体の財政計画に應じた税収見込額を立てております關係上、これが増収を期待するといふふうな考へは持つておりませんので、できるだけ見込額に合うような徴税の実績が上ることを期待いたしてゐる次第であります。従ひまして今後におきましては、或いは税率の適正にきまつて、さような事態が起つたときには漸進的をいたさなければならぬと、又この税法案において許される範囲においては、金を余計に出すといふ場合における措置も考へられるかとも思ひますので、今後の問題として御趣旨を十分に尊重して過ちのないように指導いたし、又配慮もいたしたいと考へております。

○西郷吉之助君 この点はよく分りました。が、重ねてお伺ひする次の点は、政府のこういうふうな……、これは單に自治庁に限りませんが、政府の指導といふものが不的確な点が多々あつて、前回の地方税法案の審議中に政府の努力が不十分であるという点が相當強く指摘されてゐるが、その点今度の地方税法案につきましては、民間において非常に研究調査いたしてゐる重大な問題なんです。でありますから、

今後は政府もこういうふうな資料は政府だけが收集して不完全なものを作るより、一流会社初め業者にもそういうふうな参考資料の提出を願ひ、そうして少くとも完全に近い調査資料を作ることとは、私は非常に必要なことではないか。そういうことをして初めて的確なる資料を把握して、又税率税額等を決める上において非常に非難を受けるようなことがないようになつてと思ふ。そういう点は個々別々には政府もしておられるといふことを私は知つておりますが、それをもつと組織的に拡大して、的確なる資料を集めて、そうして研究すると、こういうふうなことがまだ不十分であつて、この点ばら／＼には自治庁においてもやつてゐるようですが、常にこういう問題がないときでも、ずつと年間を通じて、今後継続的にそういう資料を集めて、そうして税法を定めた後でも、果して妥當であるかどうかといふことを……、標準税率といふような問題は、非常に私は問題の点が多いので、その今度の政府の提案の税率のそれが、適正なりやどうかといふことが非常に疑問であり、シャウアミツシヨンの中にもそういうふうなことを今後の問題として研究するたに、二年間の研究期間といふものを置いておる。而も前回の標準税率でも非常に申上げたので、改めてここで申上げませんが、税率をどの程度に決めるかといふことが非常に税額の上にも響いて参りますし、標準税率といふものは、余り高く置くべき性質のもので

はないと思ひますので、できるだけ低めて余計に取らぬというようにすることが望ましいので、それにはやはり資料の完備ということが大切なのではないかと、今度の地方自治行政長鈴木君初め、もう数名の人を、自治庁でも米國まで派遣して研究して来ておるのです、随分その他においても、その点資料なんか調べたら、日本の政府の資料は非常に貧乏なものですから、そういう点十分研究されて、完全な資料を集めて、的確なものを把握する、このことは地方税の場合においてはこの点が強く感ぜられます。又例えば地方税は事業税の何倍になるかというふうな表を出した場合も、自治庁と通産省が出した場合に非常な差がある。自治庁から言つて、通産省の計算の根拠に非常に誤りがあるというふうなことであつたが、そういうふうに現に日本政府の機関でありながら、誤つたものを出すということは非常に我々も迷惑をするので、そういうことがないように十分各省とも連絡をして、いい資料をおのおの持つて研究する。そういうところで取つた資料は俺のところに虎の子だというふうなことが過去において大分あつたと思ひます。そういうふうなつまらん考えは止めて、いい資料を取つたら政府から各省間に廻して、お互いに研究するというのが望ましいと思ひ、その点は重ねて政府委員に御意見を申し上げて置くより、同時にどういうふうな考え方をもちかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答えいたします。西郷さんの言われたことは誠に御尤もで、私共拜聴いたしましたわけでありますが、資料の作成につきましては、御承知のように各省とも連絡をとるものもあるものであります。同時に又昨日も村土委員からのお話がございますので、できるだけ資料の作成につきましては、民間側からも御協力を願ひたいということも申上げておるような次第で、只今お話になりましたような趣旨に副つてやっておりますが、今後とも一層この点につきましては気を付けて参りたいと思ひます。又資料の整備をいたします方法といたしまして、地方財政平衡交付金によりまして、地方財政の現況を把握しなればならないことになっておりますので、今後はこれに基いて一層資料の整備が行ひ得るのではないかと考えておるような次第でございます。尚その他附則的な点につきまして、奥野君からお話を聞いたと思ひますので、お聞き取りをお願いいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 西郷さんからいろいろ御注意して頂きまして有難うございました。できる限り正しい資料が正確に伝えられますように努力いたしたいと思ひますので、先般の国会の際には同じ政府内でありながら、地方自治庁の提出しておる資料と、通産省、運輸省の提出しておる資料とが、非常に食違ひを生じて参りまして、併しなからその後の経過から、地方自治庁から提出しております資料の正確さにつきましては、或る程度御了解頂けるのではないかと思ひます。尚先程の西郷さんのお話を私聞いていたんでありますが、昨日でありましたか、加藤さんにお答えしておりましたところに、一つ尙漏れておりました点があるように思ひます。

と言ひますのは、附加価値税の収入が非常に多くなれば、税率を改正したらいいじやないか、これはもとより将来に亘りましては改正することは当然のことではあります、ただ固定資産税式に徴収した年度に、あとから改正を加える、こういうことは適當ではないと考へておるのですが、その理由は固定資産税の場合は、本年度は一定税率であります。当該市町村といたしまして、それだけの収入を欲しくても欲しくなくても、百分の一・七で徴収しなかつちやならないわけなのであります。附加価値税の場合であります、政府で予定しております数と、實際の地方団体において相当の余分の収入が得られる場合であります、これは標準税率でありますので、当然財政需要に見合つて引下げなければならぬ。引下げ方には何ら制約を加へる場合は制度上設けておらないのであります。そういう意味においては固定資産税の税率におきましては、あとでその年度分につきまして改正を加へるけれども、附加価値税については別段そういう措置は規定しておらないということをお聞き願ひいたします。

○西郷吉之助君 それでは次の点を伺ひます。例へば昨日論議された過去の問題から行きたいと思ひますが、村土さんの御質問に対する政府の意見を聞いていたのですが、例へば自動車事業につきましては勿論附加価値税がかかってくるのですが、その普通の工場で言ひなれば生産機械に當るもの、自動車事業は自動車税ですね、自動車に又自動車税がかかつていたのですが、こういうふうな工合に重複して来ることになる、例へば鉄産税の場合には鉄産

税があるから附加価値税から除いてあるのですが、そういうふうな点を考へると、そこに政府の理論の一貫性というところについて、何か矛盾しているようなふうな感じがしたのですが、その点はどうですか。

○政府委員(小野哲君) 御指摘の通り我々もさう考へておるもので、自動車そのものもやはり一つの償却資産として、固定資産税の対象とすべき性質のものであらうと思ひます。が、御承知のように修理工場等における機械、工具その他の関係もございまして、車輛自体につきましてはこれを固定資産税の対象から切離しまして、この間の重複を避けるようにいたしたい、かような考慮から出てゐることを御承知願ひいたします。

○西郷吉之助君 今の御説明で大体分るのでありますが、他にも或はそういう点があるのじやないかということをお聞き願ひます。そういうふうな点は今後考へるもので、そういうふうな点は今後率直に地方財政委員会にいろいろ研究されたいと思ひますが、次の成るべく早い機会にこういうふうなことを合理的に整理されて、政府の考へ方の上に理論的に一貫性を持たせるようにして頂きたい。今後更にそういう点は御研究願ひたいと思ひます。

次の点は、私も前議会にも何回も申して、今回この第八回国会にも加藤君が質疑しておられますが、重ねて念を押して置きたいのは、銀行などというふうな金融業を特例に入れるその理由がいろいろあるのですが、どうもそれがまち／＼のようにお答えによつて聞き取れるのですが、その点は重ねて政務次官からでも、財政課長からでも明らかにして置きたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 銀行業等の金融業に対する附加価値の問題でございますが、これはいろいろ御説明もいたしておるのでございますが、御要求もございましたので、更に財政課長から内容について詳細にお聞き願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一には銀行から金を借りまして、その金を利用して製造業の段階で一つの國民所得を生み出したというふうな考へます。その場合にはその國民所得を製造業の段階で把握するか、或は銀行業の段階で把握するかということが一つございまして、併しなから我々は附加価値税の改正に當りまして、國民所得を捕捉するのは、その國民所得を消費した段階において捕捉しなければ、転嫁の関係が非常に不公平になると考へておるのであります。そこで価値を生み出した製造業の段階で課税する、言換へれば銀行業に支拂います利子というものを附加価値税の計算において製造業の段階において考慮しない。そういういたしますと銀行業の受取ります利子には、すでに附加価値税が課せられておりますので、これを収入金額に取るべきではない、こういうふうなことになるのであります。更に言換へれば銀行業の段階においてはやはり附加価値税の課税の客体になるべき附加価値税というものはないんだということになります。併しなから銀行業も事業を行なつております以上は、当該道府県施設の恩恵にも與つておるわけでありまして、一種の事業の負担する税といふたしまして何らかの課税がなされて然

るべきではないかというように考へられますので、金融業税とでも申すべきものを設ければよろしいのでありましようけれども、それでは余り複雑になりますので、附加価値税の課税方式に従つた課税方法をとりたい、そういうような意味で附加価値税の中にほり込んでしまつておるわけであり

第二点として、それじや附加価値税の課税方式をそのままとするであらうかどうかというのを考へますと、銀行業は沢山の預金を受けまして、又預金者の申入れによりまして適宜に拂戻しをいたしておるわけでありまう。それじや外の業態と同じように、この預金額を収入金額として課税して行つたらどうかであらうかという問題がござい

す。預金に相当する部分は保険料の収入金から控除しなければならぬ問題が起る、こういうふうな非常に複雑な問題が起るに参りまして、仮りに附加価値税の課税方式で課するといひましても、そこには何らかの特例的な方法を講じなければならぬわけでありまう。そこで大抵銀行業の段階において生じたと思われるような国民所得を別途計算いたしまして、それを簡易にその売上金額の百分の幾つかに當つておるというふうなことで附加価値税に課税するというような方式を採用したものであります。これは負担の不均衡を緩和するといふ意味とは少し違ひますので、税法の趣意では一年限りの特例にいたしておりまうけれども、更に研究いたしまして、恒久的の何らかの特例の制度を設けなければならぬのではないかというふうな考へを持つておるわけでありまう。

○西郷吉之助君 それで大体分りました。次に、市町村民税について二、三お伺ひしたいのであります。今度の頭割りの金額が上つたために非常に困つた結果が出て来るのであります。例へば地方の村なんかに行きますと、非常にさういふ点は……、従来金があつて最低は五十円くらいは頭割りに取つておる、今度は最低を四百円に上げたために、小さい村なんかでは事実上取れない結果を来すのじやないかというふうなことが相繼されるのですが、こういうような場合には政府はどういうふうな考へを持つておられるか、やはりさういふような最低生活者が多いのですから、その点もよく考慮して行かれないと、取る方の側にも非常に困難を来しまして、事実上できないもの

を課して行くというふうな結果が起るのじやないか、さうすると、法の權威の上からも甚だ寒心に堪へないと思ひます。さういふ場合に實際にさういふような収入がないものに對しては何らかの思いやりのある措置をなさるのか、その点を一つどうぞ。

○政府委員(小野哲君) 只今御指摘の点は誠に御尤もと思ひます。均等割の取扱につきましては、当該地方住民の生活の実態を斟酌して運用しなければならぬと考へておるのでございまして、例へて申しますと、生活保護法の適用を受けておるような貧困な人達に對しましては、勿論これは課税の對象にいたしてはおりません。のみならず生活保護法の対象になつておらずとも、当該生活の状況に應じては地方自治体において減免の措置を講じ得る途を開いておられますので、この辺のところは当該地方自治体とその議会の議決によつて適正に運用ができるのではないかと考へておる次第で、この地方税法案も今お話になりましたような点を慮りまして規定を設けておるような次第でございまして。

○西郷吉之助君 この点は是非さういふふうなことを地方の自治体にも私は徹底して頂きたい、こう考へます。今お話の中にも出ました生活保護法に基いて援助を受けておる人々、これは小さい村なんかに行つて見ると、さういふふうなものは生活保護法の資金を貰つておる人達は数段上の方に行つてしまふとさういふことであつて、一番最低生活者を救ふその意味では成功しておるのですから、今度はその上、すぐ上から相当飛び越えた上の方にその人が行つてしまつて、その間非常に妙な現象を生じて来る、こういうような点がありまうので、私は今の市町村民税のことを伺つたのですが、でありますから、單に生活保護法の援助を受けておる人でなくとも、さういふ人が非常に多いのであつて、それが實際の状況なんですから、さういふ点をも併せて考へて頂いて、生活保護法の援助を受けておる人以外の者であつても相当困窮しておる人が多いのであつて、さういふふうな場合が全国でも小さい村に行くとありますから、さういふ点も併せて、ただ均等割だからどうしても取らなくちやいかんのだ、お前は出さなければ滞納で処分するぞというふうな非常に頑固な態度でお臨みにならないようには、さつきの点と併せて、さういふ点は自治体においても考慮すると思ひますけれども、地方自治庁としても、さういふ点を積極的に啓蒙と言ひますか、指導と言ひますか、さういふ点を一つやつて頂きたい、かように考へます。

更に昨日これは論議され、先国会でも論議しましたが、市町村民税の場合に、鉄道、軌道の場合に御承知の通り各地に駅がある。この各駅がやはり事業所とみなされて、おの／＼市町村民税がかかつて来るという点なのですか、それが私は非常に妙に感ぜられるので、普通の会社で、東京に本社があつて大阪その他に事務所を持つという場合と、鉄道、軌道の場合には非常に違ふのであつて、やはり停車場ごとに市町村民税を拂うという点は私はどうかと思ひます。やはり必要以上になつてさういふふうなことになる、転嫁される国民の方は自分の足ですから非常に困

るので、運賃が上つたから汽車に乗るのを止めるというわけにも行かないので、殊に地方におきましては、鉄道が大都會におけるバスとか、電車とか、さういふ役割をしておる唯一の交通機関ですから、さういふ点を考へて、転嫁されて運賃が上ると非常に国民の生活に直接響いて来るので、駅ごとに市町村民税を課するというようなことはどうかと思ひますが、その点をやはり金融業その他の特例と同じような措置もとれるのですから、本社で重点的に取るか、さういふような多少の考慮があつて然るべきだと思ひますが、この点も非常に研究を要する、本年すぐには言ひませんが、その点も十分考慮されるべき問題ではないか、かように考へますが、この点のお考へを伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。鉄道、軌道その他の事業で、その町村内に二つ以上の事務所を持つておる、或いは事業所を持つておるというふうなものがあることは認められるのであります。これに對して均等割で課する程度並びに範圍の問題だと思ひます。均等割自体の性質は御説明申上げましたので、御了承願つておるのであります。ただこれが当該事業者の負担との關係から、どの程度調整を図り得るかの問題になるのでありまして、この点につきましては、只今御指摘のように、本店を一括してこれを納税するという方法もございまして、さういふ／＼と研究を加へました結果、その税法案におきましては、二以上の事務所或いは事業所を持つておるような事業につきましては、その合計

類において余りに過重な負担にならないように軽減をする措置を講ずるよう
にいたしておるのであります。併しお
説のように、尚実施後の状況に鑑みま
して、地方財政委員会においても研究
をいたすようにいたして参りたいと思
つております。

○西郷吉之助君 尙後にも続きますからこの程度で止めて置きます。

○中田吉雄君　シャウプの勧告に基づきまして、税の配分が府県と市町村にあつたわけでありますが、特に今回県の有力な財源でありました固定資産税が市町村に委譲されたことと、附加価値税で農業が除かれたという二つの点で、都道府県、特に農山漁村を中心にしたような府県におきましては、非常に財源が枯渇するわけでありますが、そういう際におきまして政府とされましては、この国と市町村の間に挟まれた地方自治体の比重を、どういうふうにお考えになるかということをお伺いします。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。中田さんからシャウプ税制報告書に關連した御質問でございますが、御承知のようにシャウプ税制報告書を御覧願いますとお分りになりますように、考え方といたしましては、先ず行政事務は主として市町村においてこれを行うという建前にいたしまして、次に道府県、更に地方においてこれをなし得ないようなものにつきましては、国が行うというふうな考え方です。行政事務の再配分をすべきである。こういう勧告が出ておるのでございます。これにつきましては、別途設置されました地方行政調査委員会において目下研究をいたしておるので、その

結果を待つて、政府といたしまして、更に善処をいたすことに相成るのでございしますが、これは行政事務の再配分の問題について申上げたのであります。が、それと税制との関係でございしますが、今回のシャウアップ税制報告書に基きまして、政府がその趣旨を尊重して、今回の地方税法案に織り込んでおります考え方は、やはりこれらの線と関連がございまして、道府県税と市町村民税とを分離すると同時に、道府県における昭和二十五年年度の税収額は、大體前年度の税収額を維持して行く程度にして行きたい。市町村に対しては、今回の地方税の増額分をこれに当てる、こういう考え方をいたしておるのであります。只今お話がございましたように、農山漁村を持つておる府県におきましては、その税が分離されました結果、附加価値税、入場税或いは遊興飲食税が都道府県税の主たる税として、市町村税におきましては市町村民税及び固定資産税が大宗となります。この間において、税収額の上に非常に大きな変動が生ずる處れがないか、ということとは全く御指摘の通りであります。この点につきましては、今回創設されました地方財政平衡交付金制度の運用によりまして、この間の歳入不足の調整を図つて行くように処置をいたしたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○中田吉雄君 只今の御説明はよく分るのでありますが、遊興飲食税と入場税、それから附加価値税でまあ農業以外の沢山取れるような大都市を持つような府県におきましては、十分府県も自治体としての機能が發揮できるわけではありますが、そういうものはない

ような、やはり農山漁村を中心にした府県におきましては、殆んど府県は地方自治体としての名に値しない、殆んど政府の下請機関、特に平衡交付金によつてその財政の不均衡が是正されるわけでありますが、財政需要と財政收入とのこの査定を嚴重にされまして、その枠からも抑えられますし、實際殆んど自治体としての機能ができぬじやないかと思ふのですが、どうでしょう。我々の見ましたところでは、現在大都市を持たない府県、特に県におきましては、入場税、遊興飲食税というものは、政府から大本に比べて

い徴税できるであらうということが予定されたのが大抵未収になつておる。そうしてそれを農業をも含めた事業税の自然増収というやうな形で大抵カバーいたしましたして、若干の自治体独自の仕事をやつておつた、そういうものでもう全然転嫁できないやうになつて、而も政府からは財政需要と財政収入をがつちり抑えられてしまい、従つて殆んど丁度地方事務所が県の出店のやうな形になつちやつて、殆んどできないのじやないかと思うのですが、どうでしょう。

○政府委員(小野哲君) お答えいたします。中田さんの言われますことは、誠に具体的に御尤もだと思つのであります。要は一つは考え方の問題であります。今後の地方自治体というものをどういうふうな持つて行くかという根本の問題があるのではないかと思つのであります。農山漁村を持つております府県の税収額が、大都市を持つているところとは非常に異つて来るといふことも、これは御指摘の通りだと思つております。で要は先程触れました国と地方

団体相互間の行政事務をどういうふう
に配分するか、この根本的な考え方を
どこに求めるか、只今のところはシャ
ープ税制報告書の線に沿うてこれを調
整して行く、再検討を加えるというこ

とで進んでおるのでございまして、更にこの研究が進んで参りますと、いわゆる負担区分の問題にも触れて参らなければなりませんし、或いは事務の再配分に伴ひまして、現在行われていゝところの国の補助金制度そのものにもやはり基本的な検討を加えて参る必要が起つて来ると思ふのであります、いろ／＼と考えますと、道府県の今後のあり方というものにつきましては、非常に関心を持たなければなりませんし、その自治体の運営のあり方というものも、行政事務の再配分、その他これと関連する財政上の措置と見合ひをしまして、今後の問題として研究して行かなければならない課題であらうと思ふのであります、御指摘のように、差当り今回の税制の改革に伴うて生じた歳入の問題につきましては、地方財政平衡交付金の運用に待つてこれを調整して行く、こういう考え方で進んで参りたいと思つておるのでございませう。

が、それらとの関係から、この税種の安定性と言いますか、大体予定したものが一番取り易いのはどういうものかかというような計数的な関係からの御判断でも……。

○政府委員(奥野誠亮君) 只今お話のように、こういう税種というものは、景気変動により相当大きな関係を持つだらうと思う。そういう性質を持ちますから、又言いようによつては小さい団体では非常に困ることになりますので、大きい団体の収入にしてというようなことになるだらうと思ひます。でありますけれども、両方合せてまして約三百億近い、府県税収入の半分近いものでありますけれども、現在の配分で行きますと、府県はやはり平衡交付金に相当依存しなければならんのではないかというような考え方を持っております。平衡交付金に依存することになります。市町村よりは、私の考え方で言いますと、市町村よりは府県に相当多く行つても差支ないのじやないかという考え方をしております。総合的に考えまして、やはり府県の収入の方が多くなるというような考え方をしております。

○委員長(岡本愛祐君) 奥野君に申し上げます。この間中田君から要求のあつた税種別の各府県別の徴税額ですね、早く出して頂きたい。この前は直ぐ出たのですが、一つ早く願います。

○相馬助治君 連関して一つ。中田委員の質問の中に挾んで一つ連関してあることですが、お聞きしたいと思ひます。只今中田委員の質問によつて、この地方税法案が通過いたしますというのと、税金を徴収する面からも、又その外のいろ／＼な面から問題が可なり

多いと思うのです。その場合に今の小野政務次官のお話ですと、地方財政自治の財源として、いろいろしたいと、こういうふうにお話しされておられますが、もつと根本的な方向に目を向けられて、府県の再編成或いは市町村の合併、要するに自治体の形を大きくする、そういった方向に政府では持つて行く用意があるか、私の聞くのは今のような府県、今のような市町村、そして私橋本県ですが、豊後町村と言われる沢山の町村を持つておる。私の県なんかでは、こういう地方税法案を通されたのでは、てんで成り立たないのが沢山できるのです。これは又別の場合にも、又今中田委員が言われたように、栃木県とか、或いは福島県とかいう県ですと、なか／＼六大都市を持つておる府県と違つて困難だと、こういうふうな推定される。従つてこの地方税法案を通すという、強行せんとする政府の意図は、その裏にやがては先程私が申し上げたような、府県の行政区画の再編成、そういうものを用意しておられるかどうか、これを連関して一つお聞きして置きたい。

○政府委員(小野哲君) 答えたいいたします。只今御質問になりました地方団体の配置分合、その他合併の問題でございますが、御参考までに申し上げますと、シャープ税制報告書の中にも、或いは行政効率の向上を図るために、又は現在の市町村等の行政区画が教育とか、警察、消防、衛生その他の事務を円滑に遂行するために、将来は或いは合併をする必要があるのではないかと考へる。こういう意味のことが書かれてあるのではありません。この点はすでに御承知のことと存じますが、政府とい

たしましては、勿論現在の道府県の行政区画が経済上或いは地理的な事情から考へまして、適當であるとは考へられない点もあるのではありません。又市町村が自治的な自治運営をやつて行くのに、果して適正な規模の上にあるかどうかという点についても、十分検討を加えられるべきものがあるであろうと考へるのであります。併しながら御承知のように、道府県の行政区画につきましても、又市町村の行政区画につきましても、これは長年の伝統の下に培つて参りました地方住民との精神的な繋りにおいて、今日行われておる地方団体の区域でございしますので、これに對して政府が強制的に合併を強要したりいたしますことは、果して如何なものであらうかというのを考へておるわけでありまして、併しながら現在におきましても、市町村等の合併の問題は、自発的に研究をされておる向きも地方においてあるようであります。適正な規模で地方団体としての或る程度の行政水準を、その規模と内容において維持して行くということは、健全なる自治運営から申しまして望ましいことであると政府は考へております。ただ御質問のように、この地方税法案を提案いたしました政府の考へ方として、この際同時に或いはこれと関連して、都道府県その他地方団体の合併等をこれによつて推進して行くという、具体的な方針を政府としては持つておらないわけでありまして、尙その外に或いは道州制の問題等も巷間論議をいたされておるのでありますけれども、これらの行政区画の問題は適正なる地方団体の行政運営ということを中心として、行政事務の再配分とも関連

が起つて参りますので、本年の一月から設置されました地方行政委員会において折角調査研究を進めておる途上にあるわけでありまして、この調査立案の結果は法律によつて政府と国会に勧告をすることになつておるような規定もございまして、これに基いて政府としても、その際において十分に研究をいたして施策を講ずる必要がある、かように考へておる次第であります。○竹中七郎君 私二、三お伺いしたいと思ひます。先程同僚議員から御質問がありましたのでございまして、県におきまして新税法におきまして収入は非常に不安定である。併し非常に流通性と申しますか、伸縮性がある、こういうところに非常に妙味があると言われているのでございしますが、私のこの附加価値税の問題につきましても、パーセンテージで昨日或いは一昨日来い／＼お話がありました。我々の研究の結果におきましては、政府が申されたように、四百十九億よりも以上に取れる、この観点にありましてために、昨日来い／＼の協同組合の問題などにおきまして、取れるから、そちらの方のいわゆる公共性のあるものの減税をしてはどうか、こういうふうな問題が起つて参つたのでございまして、私は不安定であるけれども、附加価値税が相当政府の見込額よりも多いから、不安定であつても、これでいいじゃないかという観点であるかどうかというところであります。私は先程西郷委員から申されました、これはその自治体の考へにおいて、自治体の理解においてその按配をすればいいと申されますが、一般国民の感情、何と申しますか、こういう感じにおいては、さよう

な融通性があるならば、今の四％よりも三％、或いは二・五％にした方が、国民的感情においては非常に感じがいいじゃないか。その率に對しまして政府のお考へにおきまして、私は疑義があるのでもございしますが、絶対にこの四百十九億ということは、昨日来申されしておりますが、確実かどうかという問題があるのでもあります。先国会におきまして、我々の計算におきましても、或いは外の自由党の計算におきましても、六百億以上とれるのであるから、三％或いは我々の民主党におきましては二・五％でいいと申しましたが、その点その後御研究になりましたかどうかというのを先ず第一にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答えいたします。附加価値税の税収見込額につきましては、いろいろと御意見を拜聴いたしたのであります。政府といたしましては、先の国会において提案をいたしました場合に於いても、大蔵当局その他関係方面とも十分に連絡をとりまして、これが資料に基いて算定をして参つたのであります。御承知のようにシャープ税制報告書によりまして、百分の四乃至百分の六、こういうふうな税率を示されておつたのでありますけれども、先程申しましたように、政府として資料に基いて算定いたしましたものと、大体現在考へられておりますような百分の四、百分の三等の税率によつてこれを実施いたしました場合においても、尙四百十九億の予定税収額が上げ得るものであるという結論になつたわけでありまして、従つてシャープ税制報告書の税率に比較いたしましては、むしろ下廻つた税率で、成るべく実情に合うようにならう工夫、研究はいたして参つたのであります。只今御指摘のように道府県としての附加価値税がやや不安定である。言換へれば更に増収の可能性があるのでないか、こういう御懸念は一応御尤もであると思ひますが、相当詳細な資料によりまして一応計算をいたしておりますので、大体余りに大きな開きは出て来ないのではないかと。それについては今後の情勢に鑑みまして、更に税率の問題について検討を加えて来る時期も出て来るのではないかと存じます。今申しましたような経過を辿つて、この附加価値税に関する税率等を考へられて参つておりますので、できるだけ御意見を斟酌いたしまして、今後の運用には當りたいと思へておる次第であります。

○竹中七郎君 次の問題でございまして、これも昨日来い／＼出ましたので、或いは重複しますが、分りませんが、市町村民税と道府県税との間の問題につきまして、附加価値税或いは入場税或いは遊興飲食税が府県税である。そのために府県税といたしまして、農村方面の附加価値税がないのでございまして、この問題で非常に農村と府県との繋りができない。併し次官が申されますものには、税金でその繋りを工面するものではないと申されますが、本場の現場に参りますと、さうではないわけでは、私先般三県下に参りました報告書を出しておるのでございまして、これを讀んで頂いたことと思ひますが、そのいろいろの問題につきまして、何とか農村との繋りの税を府県の方へ貰うように努力して貰いたいというふうなお話があつた。これ

は我々本当に尤もだと思ひます。その一つの問題といたしましては、電気、ガスの中の電気税、これは農村におきましてもどこにもあるから、これを府県税の方に譲りて頂いて外のものゝ何と考へて貰ひたい。そして又市町村におきましては、木材の取引税或いは鉱産税というものは、日本の現状におきまして非常に木材の乏しい所もあり、又殆んど何もとれない所もある。こういう問題におきまして、三県下の木材の引取の少い農村におきましては、その引取税をやるために人件費を食われて、何とかこれは返納した方がよいというやうな問題がございまして、これに對しては、この休会中において、陳情が来ておると思ひますが、政府におきましては、この問題をお考えになつたことがあるか。

○政府委員(小野哲君) 答へたいいたします。先ず第一の電気ガス税の問題で、特に只今は電気税の問題をお取上げになつたのでありますが、電気税を道府県税にすべきか、或いは市町村税にすべきかについては理論上又實際上いろいろ議論があつたのであります。この点につきましては、すでに竹中さん御承知の通りと存じますので、その議論の経過内容等は省略して頂きたいと思ひますが、結論といたしまして、大体において普遍的な税源はこれを市町村に與える。即ち先程も奥野君から申されましたように、市町村の区域と道府県の区域と考へて見ますと、相当広さにおいても違つておりますので、いわば小さい団体が偏在的な税源を持つというところは適當ではないのではないか。従ひまして普遍的な税源はこれを市町村に與えることが妥當では

ないか。こういうやうな考へ方の下に慎重に審議いたしました結果、電気税を市町村に與へることとしたのであります。尙御意見のあるところは十分には承知した次第でございまして、さういふ経過を辿つてゐるということを上上げて置きたいと思ひます。電気税は普遍的なものでありますので、市町村に與へる、偏在的なものにつきましては道府県税、こういう考へ方から出ておるといふことを御承知願ひたいと思ひます。

次に、木材引取税でございしますが、この点につきましては只今御指摘のやうに、木材の生産地その他の關係が必ずしも普遍的でないではないか、こういう考へでございしますが、これは鉱産税においてやはり議論されまして、考へます場合に、鉱産税、木材引取税はやはり市町村に與へることがよいのではないか。電気税の問題、木材引取税の問題等は地方自治委員会におきましても相當いろいろと御議論があつたところでありますが、一応税法案に織込みましたところに落着いておる、か

○竹中七郎君 私にもあつて、今の御説明によつて或る程度納得が行くのですが、大体日本の国柄を考へまして、長い國で非常に違つた状態である、一つの決まつた問題において税種を取るというところが大体至難である。それを政治の非常なむづかしい状態があると思ひます。こういう点に鑑みまして、もう少しこの問題に對して政府の方で御研究になつて頂きたいといふことを申し上げまして、次の問題に移りま

すが、次に、警察の問題でございしますが、警察問題に對しましては、御承知の通り警察、自治体がその人事の交流におきましてもなかなかできない。これは又經濟上におきましても非常に困難する。一つの事件が起りましたときは、どうしても自治体警察では力が足らない。でありますから、國警に援助を受ける。國警に援助を受けますと、その費用は自治体警察が持つ、又救護問題におきましてもさうである。問題に對しましては、又恩給問題、人事交流におきまして、又恩給問題、こ

ういふものがからみましてなかなかできない。自治体におきましては、まあ何と申しますか非常に能率の低い警官になつてしまつていふやうな問題でございしますが、この問題は非常に重大な問題でありまして、御返事に非常にお困りになります。この問題に對しまして御研究中でありますか、或いは相當進んでおりますか、この点につきまして伺ひたいのであります。

○委員長(岡本肇君) この機会に申上げて置きますが、國家警察予備隊、その他治安問題に關しまして、岡崎官房長官、大橋法務總裁と齋藤國家警察本部長官とを呼びました。ところが午前中は官房長官並びに法務總裁は閣議に出ておりました。まだ終了いたしません。午後出席すると思ひます。御了承願ひたいと思ひます。

もなる、こういうやうな關係でありまして、これを数ヶ町村、二ヶ町村といふものが合同いたしまして徴税組合を作る、さうしてその組合が徴税に對する強制権を持ちたいといふやうな考へ方のある向が相當あると考へます。さういふ際におきましても政府におきましては、この徴税組合或いは二ヶ町村或いは数ヶ町村の町村が一つの組合を作りまして、その組合長にと申しますか、或る町村長に任せましてやつて頂くために強制権を賦與することでお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今のお話のやうに、徴税につきまして二、三の町村が徴税組合を作るやうな場合が想像されるわけでありまして、従ひましてその場合におきましては、この組合において地方税法に基いた徴税事務を行うことは差支ないと思ひます。

○中田吉雄君 遊興飲食税についてお尋ねいたします。各府県に對しまして遊興飲食税を大体割当てられる基準を一つお伺ひしたいと思ふのであります。それからこの問題に關連してお尋ねしたい。

○政府委員(小野哲君) 只今は強制割当のやうな措置は成るべく避けたいといふことを申上げたのであります。遊興飲食税そのものの算定の基礎でございしますが、大体所得とか並びに酒の売上高といふやうなものが基礎となると思ふのであります。けれども、果して酒の売上高といふものが、或いは農村等におきましては報奨物資として酒が流れ込んでゐる場合も相當ありますので、必ずしもそれのみに依存するといふことは適當でないのではなか。従ひまして今後はおし所得を中心を置かしまして算定をする方がよいのではないか、この遊興飲食税の算定の基礎はいろいろ工夫をいたしませんと、非常に不公平になる欠陥もあつたので、この辺のところを種々検討をして、所得に基礎を置いたらどうかといふやうに考へておる次第であります。

○中田吉雄君 この問題について、先に奥野政府委員は非常に見方によつては弾力性のある財源だと言われたわけでありまして、私は政府から大体徴税見込額とされて割当てられた額が、商工業、官庁が沢山あるやうなところは十分徴税見込額は徴税できておると思ふ。さうでない農山漁村を中心とし、官庁も余りないといふやうなところでは、相當政府の割当てが下廻つておると思ふ。さういふ点は非常に配付税……、財政収入と財政需要との差額をまあ平衡交付金で出されるわけであると思ふ。私はさういふ点で非常に彈力

性は地域によつて違ひ、これはさつき申しましたように、各府県別の徴税見込額と実際徴税された比率を計算して見れば、大体そういうことが、相關関係が出ると思ふわけですが、そういう点につきましては、十分徴税見込については特別な配慮を頂かんと、大体我々の調べたところによりまして、小さい府県、商工業のないようなところにおきましては、とても取れていません。六割か、七割くらいの徴税ではないかと思ふわけで、この点は新らしく資料を出して頂きまして検討したところの事です。弾力性は非常に中小工業、官庁街の沢山あるというところ、ところが非常に相關関係があると思うので、大いに財政収入の見積りにつきましては、特別な御考慮をお願いしたいと思つております。

○西郷吉之助君 さつき政務次官は、質問の要点を取り違えて、遊興飲食税の総額の割当てというようにすることに取られたと思ひますが、その際の御答弁に、極力避けるというように言われた。従来国税の場合においても大分問題であつた。割当ては一切しないというところを、第七国会において大蔵大臣は三回も答弁された。これは極力ではなく、絶対しないということにやつて貰わないと困る。それで適正なる税額を当てて、それが不足の場合に、不足したからあとと割当る、こういうようなことは一切しないように、我々はやかましくそれを予算委員会と地方行政委員会等で……。極力避けるのじやなく、絶対やらないと表明して頂きたい。
○政府委員(小野哲君) 西郷さんから御注意がありまして、私の言葉が足らなかつたと思ひますが、御趣旨の通り

取計らう考えでございます。

○安井謙君 今の遊興飲食税でございすが、やはり率が高いと思ふ。實際問題としては率が高いために非常に不公平な徴税が行われるということがある。それはそれとして、私ちよつと資料のことで一つ伺ひたいのであります。参考計数資料の(四)で、五ページに、昭和二十五年と昭和二十四年度の予算の増減比較表が出ております。その「経常的経費」の「その他経費」の中で、特に五百四十億増えている。給與費の方では逆に減つておるのですが、これは何か特に見込まれるようなものがあるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 関連いたしまして、少し余計なことになるかも知れませんが、昨日来しば、地方予算が八百六十八億も出ておる、非常に自分達のやつておるところが多いのだから、こんなに要らないじやないかというような意味合の話もありましたので、予算の数字の立て方につきましてお話しして頂きたいと思ひます。地方予算が八百六十八億増えることは事実でありますけれども、その中には例えば国が今年公共事業を沢山やる、だから従つてそれを受けまして、地方団体が仕事をやるわけでありまして、で、自然地方歳出額も膨らむわけでありまして、そこで総額のところでは幾ら殖えたかというところだけ見ておつたのでは、實際の地方財政の状況を把握することができないわけでありまして、純粹に財源がどれだけ殖えるかということを考えて参らなければならぬわけになりまして資料の三ページの所に、地方財源にどれだけ余裕が出て参るか

というふうな数字を掲げております。

その数字の左側には寄附金等を正規財源に振替えた場合の額は百三十七億でありまして、振替えない場合の額が四百三十七億ということになつております。御承知のように昨年ドッジラインを地方財政の面においても横行して行くというふうな考え方もあつただろうと思ふのでありますけれども、それが又非常な政治的な問題にもなつたと思ひますが、配付税というものを大幅に減額したのであります。その結果昨年度は平年度よりは地方の財政運営が困難だつたろうと思ひます。その結果昨

年は昭和二十二年を基礎にいたしまして、大体従来の経常経費をどれくらい支出しておつたかというところを考へ、その後の物価の高騰の度合を勘案して行きますと、正確な数字を今覚えておりませんが、二十二年の経費に對しまして確か三・五倍内外になるのじやないかと思つております。それが地方配付税の削減等から二・四倍くらいにしかならないというふうな状態になつたわけでありまして、そこで寄附金等を正規財源に振替えた場合というのは、どういふ計算をするかと言ひますと、昭和二十三年の実績を基礎にいたしまして、その後の物価の高騰の度合のものがやはり経常経費として支出されるというふうなことを想定いたしたわけでありまして、即ち二十三年の経費を基礎にいたしまして、その後の物価の状況を三・五倍内外だと思つておられますが、どれだけの財源が経常経費に使われるであらうと、こういう想定をいたしますと、昨年と相当な開きが出て来るわけでありまして、今申し上げました点が安井さんから御指摘になりま

した数の差の一番大きな点でありまして、経常的経費に相当のゆとりができません。それが従来は寄附金等のところにし寄せされておつた。そのし寄せがなくなるのが一番大きいのであります。その額というものが三ページの上に掲げてあります四百三十七億と百三十七億という開きが大体三百億程度である。かように考へて頂いてい

と思ふのであります。それが更に五百四十億に殖えて参つておりますのは、その外に生活保護費も相当殖えて参つておりますし、或いは又六三制新教育制度が完全実施の状態になりますので、その後におきまして相当経費その他におきまして今年に繰上つて参つております。それが中心をなしておるわけでありまして、更にそういたしました、尙三ページの2の2の国家補助金増加等による地方財源所要額の補助金増加の増に伴ひまして百二億、四、教員定数引上げに伴ひするもの二十億、徴税費の増加が六十一億、恩給の増加で十六億、その他雑件が十億、これは地方団体の意思ではございませんで、国の方針なり、或いは今度の地方税制改正なんかに伴ひまして当然に地方の支出に増加を来たされるのであります。その結果、尙若干のものを差引いたしまして、昭和二十二年を基礎にして、物価の上つた程度地方の歳出も増加して行くというふうに見た場合には、むしろ十五億円の財源が不足を来す。寄附金を振替えない場合には二百八十五億円の、昭和二十三年の地方財政にゆとりがあつたかどうかというところを考へて参りますと、やはり昭和二十三年におきましても非常に苦しかつただらうと思ひます。そ

う状態になつておりますので、昨日しばしば言われました地方財政の余裕は九百億も殖えるじやないか、こういうような議論は当らないということを御説明いたしました。

○安井謙君 そうしますと、五百四十億のうち三百億程度はわが寄附金で賄われておるものを計上しておるという数字上のやりくりになるのでありますね、そう解釈してよろしいのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大体そういうことでございすが、それらの経費は實際は不足をしておつたのであります。それを予算に載せないで寄附金で賄つておつた。或いは又外の団体の支出に委ねておつたというふうなものであります。

○安井謙君 続いて七ページで……、どうも数字で恐縮でございすが、七ページの地方債の欄でございすが、これは普通会計の方で二百四十二億、それから公営企業会計の方で五十七億になつておりますが、それは経常経費は臨時経費を合計したものが出ておるわけですね、ちよつと数字が違ふと思ふのであります。
○政府委員(奥野誠亮君) 今気が付いたのであります。経常経費の欄のところ二百という数字が落ちておるようでありまして、合計して二百四十二億二千円となつております。普通会計で……それと公営企業の方で五十七億八千万円、合計いたしまして三百億という数字でございまして。
○安井謙君 分りました。
○委員長(岡本愛祐君) もう一度はつきり皆さんに分るようによ……。
○政府委員(奥野誠亮君) この普通会

計の欄のところに計のところで二百四十二億二千万という数字があります。これと公営企業の地方債の計のところに五十七億八千万とあります。この合計額が地方債の発行額でございまして、少し数字に誤差があるようですが、ちよつと数字で弾きまして検討いたします。

○中田吉雄君 この資料の(1)の資料の四ページですけれども、災害復旧費の五百五十億です。災害復旧費の昭和二十五年予算推算額、これが非常に多くなつておるようですが、こんなに要るのではありませんか、災害復旧費全額国庫負担十五万円以下は除けてというふうに聞いてますが、随分殖えておるようですが、これはどういふ関係でしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 土木災害だけであります、こんなにかなりません。併しながら農業災害でありますとか、その他の災害もございまして、その部分は全額国庫負担ではございませう。

○中田吉雄君 その関係ですか、あれは十五万円ですか、十万円ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 土木関係の災害におきましては、一件当り十五万円未満のものは補助の対象になりません。この分を四十億圓というふうに見ております。それから災害復旧費の国庫負担額の計上額が四百七十億圓であります。大体五百億近くつておるわけでありまして。

○中田吉雄君 分りました。

○安井謙君 それから今の続きで寄附金の欄でありますが、十一ページから十三ページにかけて、結局合計が百八十五億九千四百万円というあの十三

ページの合計があります。資料は計数資料の(2)、十三ページ(4)の合計、これは寄附金の合計という意味ですか、従来の……。

○政府委員(奥野誠亮君) 昭和二十三年におけるものの合計です。

○安井謙君 そうしますと、三百億程度という、四百億程来たつたというの、二十三年度は別なんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 物価は二十三年と二十四年とは非常に違つておるまして、この額も相当違つておるま

○安井謙君 有難うございました。

○委員長(岡本榮祐君) 先程中田委員から遊興飲食税のお尋ねがあつたのでありますが、第七回会におきまして、この委員会において検討したときに、遊興飲食業者の言ひ分は、この遊興飲食税額というものは千六百億圓程ある。全国で遊興飲食税額というものは千六百億からある。それで税率を一割にして貰つても百六十億取れるのだから、政府の予定以上の税収がある。だから一割にして貰いたいという陳情に關連しまして、果して政府は日本における現在の遊興飲食税額が千六百億あるかどうか、この点を調査して貰いた

い、その点を希望して置いたのです。○政府委員(奥野誠亮君) 遊興飲食の税額がどのくらいであるかということ、計算するのにはいろいろ方法があるだらうと思つておるわけですが、一應遊興飲食関係からどのくらい国税の所得税を徴収しておるか。言換えればどのくらい所得額があるか。言換えればどのくらい消費額があるか、こ

の見当になるわけでありまして。結局把握できないものは税収入として見ることは非常に困難だらうと思つておるわけでありまして、それから考へて見ますと、大体二十三年の状況で、現在政府が遊興飲食税を予定しておる税額がどのくらいであるかというふうな見当を立てておられます。それ以外に千六百億圓という数字の根拠を我々どこから把握されておるか分らないのでありますけれども、ちよつと調査に困難を感じております。

○委員長(岡本榮祐君) 政府の計算によると、遊興飲食税の計算に於いて、遊興飲食税の税額になるものをどのくらいに見ておるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 午後お答えいたします。

○石川清一君 先程の説明の中に、電気、ガス、鉄産物のことについて、これは理論的ではないけれども、止むを得ないというふうな御返事のように聞きました。町村によつては鉄産税、木材引取税、固定資産税を賦課しな

くても十分財源があるというふうにも聞いております。固定資産税その他法定税目を全部賦課した場合に、平衡交付金を貰わなくても十分やつて行けるといふ、余裕が出るという町村がある。聞いておるのですが、これを法的に外の方に廻すかどうか、そういうことをお考へになつておるかどうかお伺ひいたします。

○政府委員(小野哲君) 将来の見込みをいたしましては、果して只今御説明になりましたようなことが起るかどうかは、今直ちに推測することは困難であらうと思ひますが、併しながら町

村によりましては、相当の税収額を確保できるものも起つて来るだらうと思つております。その場合において平衡交付金は、これを交付しないでも済むではないか、これも恐らく具体的な問題としては、そういう町村が起つて来るかと存じます。ただ一つの税が非常に増収になるといふふうな場合におきましては、やはりその当該町村の財政を助つて行くために、市町村住民の負担等の関係から考へまして、これが均衡化を圖つて行くというために、その市町村が税率その他の点について考慮を加えて行くといふことはできるではないか。言換えれば市町村住民の負担の軽減の方向にこれを使つて行くといふことは考へ得るのであります。

○石川清一君 只今の御説明によりまして、その町村だけによつてこれを解決して行く。この場合に木材引取税は、その町村であるけれども、従業員、或いは工業会社の、或いは鉄山の従業員、住宅がその隣の町にありまして、全然この恩恵に浴しないというふうになつて来るのが伺ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今お話しになりましたような場合も想像されるのであります。例へば具体的例をとりますと、山村にダム施設がある。そのために相当の固定資産税が……。

○石川清一君 いや、私のお聞きしておるの鉄産税と木材引取税のことだけなのですか。

○政府委員(小野哲君) そうですか、全体として一應御説明申上げたら如何かと思つたのであります。鉄産税、木材引取税につきましては、これを全体的に隣村の間において調整するとい

うことは、この法律にその途が開けておらないのであります。

○石川清一君 木材の場合、鉄産物の場合にも、そういう例が北海道にもあるように聞いておるのですが、これを法的に或いは政令等で措置をするお考へがあるかどうかを伺ひたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 具体的にどのくらい、どんな程度にあるかということをお教へ頂ければ仕合せなんです。が、我々考へておりますことは、心配しなければならぬような町村はないだらう、こ

ういふ見方をしておる。例へば北海道で夕張市を例に考へても、まだやはり不足するだらうといふふうな考へ方をしておるのではありません。もとより何にも施設をしな

ければ格別でありますけれども、大体木材引取で収入のあると思はれるようなところ、従来から他に税源のない地域でございまして、それからもう一つは、道路施設その他につきましまして、相当な財政需要があるのじやないかといふふうなことが考へられるのでござい

ます。それから鉄山地帯ですと、御承知のようにやはり労働者が非常に多い。それから更に固定資産税が鉄山地帯が沢山あるというのを考へて見ますと、生産資材なんかにおきましては、鉄山なんかはこれは鉄業権といつたようなものとして課税しない扱いをいたしまして關係上、その期待する程の税収を見込めないのではないかといふふうにも考へられるのであります。

反面に労働者が多いと教育施設や或いは衛生施設において相当金を出さなければならぬといふふうな問題もござい

ますので、早急に措置を講じなければならぬといふ問題じやないのじや

ないか。平衡交付金がいかなければ、それは非常に結構なことだというふう
に思つておられます。尚、将来税法の
実施を見極めた上に必要があるのなら
そういう措置もとらなければならぬ
ようになるかも知れませんが、現在の
ところではその必要がないのではない
か。若し必要があるならば、現に固
定資産税についてとつておられます
措置、或いは従来入場税についてとつ
ておられました措置、そういう措置が考
えられれば、又これを今申し上げ
ましたような見通しの下に、特にそ
ういう規定を置かないこととしてお
けるわけでありませう。

○石川清一君 只今の結果論から申
しますと、固定資産も、鉱産物の鉱石
も、木材引取となつておる木材、いわ
ゆる天然のものですね。こういうも
のは同じでありまして、そういうよ
うなものに結び付く形で、これは土地
も同じであります。その形で国民の生活
が成立つておるのだという考えに立
つておられますが、そういうようにし
ますと、先程の説明は違つて、理論的
に私は同じだという考えが立たない限
り、これを同一視することはできない
のじやないかと考えておるのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 或いは御質
問の趣旨を正確に把握しておられない
かも知れませんけれども、むしろ考えに
よりましては、固定資産税の場合より
も鉱産税、木材引取税とか、流通性的
なものこそ一小区域の団体の税源に転
嫁をしてしまふことは適當ではない、
こういうことも言えるだらうと思つて
おります。併しながら只今申し上げま
したように、家賃問題として収入がむ
しろ財政需要をオーバーするであらう

というふうな予想のされるような町村
が殆んどないのじやないかというふう
に考えられますことが固定資産税のよ
うな特例を設けなかつた本質でありま
す。併しながら実際税法を適用いたし
ました結果、御心配になるような事態
が出て参りましたならば、現に固定資
産税についてとつておりましたよう
な、或いは入場税についてとつてお
りましたような措置を講じなければなら
ないことになるだらうと思ひます。

○石川清一君 それでは今度の改正に
よつて独立した税目をそれ〴〵府県市
町村に與へることによつて、相当これ
に住民が好意を持ちまして、この税が
相当今の生活に、国民の消費生活と生
産的な生産等に結びついて永続される
という見通しを今も尚持つております
か、どうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 恒久的な税
制として考へておるわけでありませう。
ただ先程来政務次官からお話になりま
したので、私余計なことを言うことは
恐縮なんですけれども、たゞ〴〵お話
があつたのでありますが、税制という
ものは常に社会経済の進展に即して立
案されて行かなければならぬと思つ
ております。社会経済状態が變つて参
りますれば、おのづから税制もそれに
つれて動かして行かなければならぬ
と思つておられます。税制が社会経
済状態を規制して行くというふうな形
ではこれは過ちだらうと思つてありま
す。そういうふうな意味合におきまし
て、今後府県と市町村との間におい
て、どういふような事務の再配分が行
われるかということ、或いは税制をど
う將來持つて行くかという問題と非常
に関連があると考へております。現在
地方税法案は一市町村を基礎にして

自治事務が配分されて行くというよう
な考え方の下に立つて立案されてお
るというわけでありませうけれども、今申
上げましたように、現に政府が大綱み
なところで予想しておるような恰好と
違つた恰好で、道府県、市町村の關係
が變つて行く。或いは社会経済状態が
もつと大きく變つて行くというふうな
問題がありまして場合には、それに即
応して税制を變更して行かなければなら
ないということも言へると思ひます。

○石川清一君 それでは狙いは、これ
は地方税の方の場合も、或いはその他
行政の場合も同じと思つておるのですが、徹
底的に日本の民主化と人心の安定、経
済の急速な復興ということになつてお
りまして、今度のようにマ書簡による
あの警察隊の増強というふうなことも
起つて来る。起らなくても人心は安定
し、生産は復興するといふ線が望まし
いといふことは、税制の場合でも確認
いたされませうか、お伺ひいたし
たいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げ
ます。只今お話の我が國が文化国家と
して健全に今後発達して参るといふ
ことは、お互いに我々一同望むところ
でありまして、その線に向つて努力し
て参らなければならぬと思つてありま
す。私の考えを以ていたしますなら
ば、国内体制を整備して参りますため
には、どうしても地方自治の運営が健
全に行われるといふことになる必要が
あらうかと考へます。この大きな目的
の線に沿つて地方税制の改革をいた
して、かように御了承願ひたいと思
ひます。

○西郷吉之助君 午前中はこの程度
で……
○委員長(岡本榮祐君) 大体午前中は
このくらいにして置きて、午後一
時から再開いたします。
尚、午後は国家警察予備隊その他治
安問題につきまして、大橋法務總裁以
下から説明を聴取いたします。尚いつ
それが参るか交渉中でありませうから、
その間は地方税法案をやつて頂きまし
て、地方税法案の一般質問は大体今日
中にということに願ひたいと思つてお
ります。で来週からは逐條的にやつて
頂きまして、そのときに又税の一般質
問をやつて行く、こういうふうにし
たいと思つております。御了承願ひま
す。休憩いたします。

午後一時三十分休憩
午後一時三十分再開
○委員長(岡本榮祐君) これより委員
会を再開いたします。

○石川清一君 農林委員会との合同会
議における農林委員の発言御尤もと私
は聞きました。改めて私もここで申上
げたいと思つておるのですが、農林協同組合
の本質的なものの観方については非常
に政府の見解が間違つておると思ひま
す。これは一応事業は資本によつて動
いておられますけれども、農林協同組合
は決して資本が経営を支配しておるの
ではなくして、農業そのものの実態が
資本を度外視して、一人の人格の
上に立ちまして出資金を幾ら出してお
りまして一人の人格と認めておるの
であります。これは外の事業体と非
常に趣きを異にしております。従つて
その事業体はどこまでも農民の農業経

営という基礎の上に立つて、その延長
として事業を行なつておるのでありま
すから、これは附加価値税を当然免除
すべきだと考へております。もう一度
どういふようなお考えか、お尋ねをい
たします。

○政府委員(萩田保君) これは随分抽
象論になるかも知れませんが、実は従
来の税制に比してむしろ今度の税
制の方が、今おつしやいましたような
趣旨でできておるのではありませんか。
申しますのは、あらゆる法人主体が何
らその担税力があるとかないとか、そ
ういふ問題ではなくして個人が集まつ
たものである、個人がその事業を行う
手段だと、こういう建前でできておる
わけでありませう。従ひまして法人と申
しましよるか、いわゆる所得税系統の
ものにつきましてはそういう趣旨でで
きておるわけでございますが、これは
まあ國税の問題でございますので私
がとやかく申すことではないと思ひま
す。地方税の方でございますが、地方
税の中で問題になりますのは固定資産
税と附加価値税だと思ひますが、これ
らにつきましては従ひまして個人と全
く同じ扱いをしてあるのでありまし
て、附加価値税におきましては農業に
関する協同組合であるからと申しまし
て、個人の拂つていないものをそのま
まそのような新しい課税を受けるの
ではないのでありまして、やはり農業
協同組合が行ひましたも農業に關する
ものは個人と同様課税されてない、こ
こに列記しましたような業体だけに課
税しておるのでございます。又固定資産
税におきましてはやはりこれは事業で
ございますから大体その消費的な物件はこ

ざいませんけれども、一応個人が行なっております事業と同様の範囲におきまして固定資産税もかかつておるのでございまして、決して農業協同組合だからと申しまして特別の課税をしておるわけではないのでございます。

○石川清一君　お尋ねが散発的になりますけれども、市町村民税の場合に平均割の賦課は生活不具者或いは生活保護法の適用を受けておる者は、これは度外視されるようでありますが、その力が及ばないというよりもむしろその親戚が同じような形で以て扱つておる人があるのでありますが、これに対して平均割をかけないことが適当だと思ひますが如何ですか。お尋ねいたします。

○政府委員(塚田保壽) 一応法律の建前といたしましては、生活保護法によりましてすべてそういう人はカバーされるということになっておりますから、それだけを法律上の非課税者にしております。仮にそういう者がございまして、特にその町村におきまして、実情をよく知つておりまして免税をしなければ無理だというような人がございましたら、それは市町村がみずからの條例によりまして適当に減免して差支えないものだと考えます。

○石川清一君　只今のような場合に当然国から受けなければならんと思ひますけれども、国から生活保護を受ける場合には一応予算的にそういうものがありまして、今までの民生委員の中に、おいても調査漏れ、或いはその他の事情がありまして、その親類、近親者が同じような形で見ておるところがあるのでありますが、これは当然この法の中に明示して置くべきが正しいと思

いますか。

○政府委員(萩田保寿) 只今申し上げますように、法的に見ますとまあ例外的な場合になるわけでございます。実際問題としまして必ずしもそういうものがないと申せません。従いましてそういう場合には、それ／＼の市町村が條例を以ちまして適宜措置する方がむしろ自主的な地方税制として適當であるかと考えられます、法には入れないわけでございます。

○石川清一君　只今の市町村民税でございますが、この中では税務署の取りました所得税が非常にその町村内において適正を欠いておるといふ場合、そのときは税務署の徴収が非常に苛酷請求であるといふので、生活を無視するような、生産を阻害するような形に收奪的に行われたという場合には、これは町村長が税務署から拂戻しといいま

取りまして市町村民税の基礎に使つて差支えないものだと考えます。ただ極めてその町村におきます税務署の査定が不均等でありまして、取過ぎたり取足りなかつたりいたします場合がありますが、こういう場合には他の條文委員会にありまするよう地方財政委員会の許可を受けまして、全部市町村で独自の見解でやり直すことができるような途が開かれております。

○石川清一君　これは、何も好んで市町村がこういうことを設けなくても、当然国が大蔵大臣の責任において適正な課税を行うべきであるに拘わらず、そういうようなときだけこういうような條文を作つたということは、国民の申告を大多数は脱税をする、或いは虚偽の申告をするという前提の下にこの條文を作つたと考えられますが、その真意を承わりたい。

○政府委員(萩田保君) 故意に脱税を
するといふようなことを頭に置きまし
て書いたわけではないのでありまし
て、何と申しましてとも税務署の方は、
町村等に行きますと数ヶ町村に、むし
ろ十数ヶ町村、数十ヶ町村にという
目も届きませんので、むしろ市町村内
部におきましては殆んどその人の所得
が全部分るといふような村もあるわけ

でありまして、そちらの方から見まして確かに洩れておる、どうしても納得ができないというようなものにつましては、独自の見解で所得を計算してそれを課税標準に使用することができるようにしたのであります。

○石川清一君 それは国税庁は税務署を通じて完全な妥当な徴収が行われなければ、町村長がやればそれができんだという考えに立つておられま

すか。お伺いいたします。

○政府委員(萩田保君) 必ずしもこのの
税務署の査定が悪くて市町村の方がで
きるということを申しておるのじやな
くて、そういう場合があるるとき
にはこの條文によりまして是正した方
が、より適正な課税ができるという見
解に立つておるのであります。

○石川清一君 それはこういうような場合には、市町村自体が所得税法に盛込まれて、その盛込まれておる範圍内において、條例で殊に町村がこの均衡を取れるようにして置くことが法の建前上正しいと思いますが、ただこういうような弱い面だけいゆる收斂的な面だけをはつきり表に出して、そうでないものだけは常に町村に廻すということは私は妥當でないと思います。が、これらについて伺います。

○政府委員(萩田保君) お説のように

税務署が安くする方はこれは市町村限りでやつて差支えないのであります、ただこの殖やす方につきましてはこれは……。

○石川清一君 国税を安くする方で、国税が多かつた場合取戻す方です。

○政府委員(荻田保君) 国税が高過ぎると思われました場合に、市町村が独

○中田吉雄君 この附加価値税につき
自にこれを減免する、これは市町村が
やつてできないことはないと思いま
す。併しなから逆に国税が安いからこ
れを多く市町村が取りたいという場合
には、これは個人の権利を逆に侵害す
ることにありますので、法律の根拠を
要しますので、この方には特に明確な
法律の規定を置いたわけでございま
す。

まして事業場が二県以上にまたがる場合がありますね。これまで事業税の場合には主たる事務所のあるところが受益が多くて、支店のあるところが非常に不利なような傾向があつたと思うのですが、今度の規定で全然その弊害が除けますか。

○政府委員(荻田保君) この規定によ

りまして御承知のようにいわゆる申告納税のことになつておりますから、先ず第一にはその当該納税義務者自身が分割して出して来るわけでありまゝす。そういったしましてそれに不服があるります場合には、その個人も勿論府県側でも地元の本店所在地の知事に異議の申立をすることができまゝす、その場合にはすべて地方財政委員会に指示に基いて行われなきやならんといふことになつております。これは非常なことに我々地方財政委員会にとりまして大

きな仕事だと思ひますが、これにつ
きまして十分盡力いたします所にお
きまして、今までのように本店所在地
の知事の権限が非常に強くて、法律上
はともかくとして支店所在地の府県の
方が損をするというようなことは大い
に是正されるものだと考えておりま
す。

○中田吉雄君　鳥取県なんかには、本
店が鳥取県に所在するというのはこれ
まで一つもなかった。これは非常に不
利だったのですが、あれは本店のある
知事が各県に割当てて、そして儲かる
ときに何か内閣総理大臣に訴えるよう
なことがあったのですが、そういう規
定を實際適用しておつたことがありま
すか。

○政府委員(萩田保君)　今まで全然ご
ざいませんでした。

○中田吉雄君 ないのでか。
○西郷吉之助君 今日は總務的質問を大行される予定だと、大臣の御出席は……。

○委員長(岡本愛祐君) 今GHQへ参りまして追つつけ出ると思いますが……西郷君質問ございませんか。……ちよつと速記止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) それじや速記を始めて下さい。

○安井謙君 午前中の質問に關連しておるのでございすが平衡交付金の問題なんです。これは今六割方大体總括的に配られておる。今後あと残りをだけ適当に配分されるのか。今までの御計算にてもう一回……。

○安井謙君 今までもすでに配付されたものは又取返してでも適当に情勢に應じて配付なさるおつもりでございませうか。

同時にこの平衡交付金の交付については、何か具体的に、主要大都市には余り出さないとか、何とかといったような根本的な構えのようなものをお持ちなんぞございませうか。ちよつとお聞きしたい。

○政府委員(萩田保君) 今まで三回交付いたしました。これはすべて概算交付でございまして、正式に本年度の決定額が決まりました。そして清算することになります。従いましてすでに概算交付いたしました額より今年度の繰上額が少い場合には、その超過額は返戻することになっております。

それからこの交付金を受けるのにつきまして、大都市には行かないようにするということを決めてその下にやつておるといふようなことはございせん。ただ仕組といたしまして、御承知

のように財政需要額から税収入額を差引いた残額をすべて補填するという考え方になっております。大都市方面におきましては恐らくとれます地方税額が相当多いと思われまゝるので、おのずからそういうところには平衡交付金の額が少くなるだらうという予想は立てております。

○安井謙君 それから新聞関係でございすが、昨日も予算委員会の部屋で質問があつたようですが、今年は事業税で第一種に入つておるわけですか。

○政府委員(萩田保君) 現在の事業税には新聞に對しましても事業税をとることになっております。今度一年間行わんといたします事業税にも勿論入つております。

○安井謙君 これはあの第一種で百分の十二という率でとるわけでございませうか。

○政府委員(萩田保君) その通りでございませう。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を続けて下さい。

○安井謙君 そうしますとあの新聞関係は今度の附加価値税は第三種になるわけですね。そうしますと今度の暫定的な場合の事業税では第一種の方の扱いをする……。

○政府委員(萩田保君) そのようにしてあります。

○安井謙君 これは第一種の扱いにするといふことはできないのですか、暫定的に。

○政府委員(萩田保君) これは過去の

事業税を今年もそのまま継続する、ただ税率だけ下げたという程度に考へておりますので、大体もとの形でやりたいと思つております。従いまして新聞事業につきましても、一種と二種とのやりとりは今同はいたさなないようにしております。

○安井謙君 新聞業というのは独立の販売業も含まれると解釈してよろしいのですか。

○政府委員(萩田保君) 大体そう考へております。つまり新聞の印刷、発行をする業、それを販売する業、それに広告を取次ぐ業、それからもう一つはそれにニュースと申しますか、通信をする仕事、時事通信、同盟通信ですかあ、あ、そういう四つのものを含めたいと考へております。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございませうか。

○西郷吉之助君 ちよつと事務局長に伺ひますが、事業税を年内にやつて来年から附加価値税を履行いたしました、その場合に両者は法的に性格が違ひますが、例えば事業税で赤字のために納めなかつた、併し一月から附加価値税が課せられる、そうするとその一月から始まつて今度は僅かに三ヶ月ですが、その附加価値税を納める額は、実際に納税する額は一年分を納めるのですか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(萩田保君) ちよつと……。

○西郷吉之助君 附加価値税を納める場合、事業税ではからなかつたものでも附加価値税については納めますね。そうすると年度末に納める額は、附加価値税というのは三ヶ月ですね、

そうすると納める額はどうかということになりますか。

○政府委員(萩田保君) 法人のことでございませう。

○西郷吉之助君 そうです。

○政府委員(萩田保君) 法人は事業年度で納めることに事業税も附加価値税もなつておりますが、今年の十二月三十一日までに事業年度が終りますとその期につきましてはこれはもう事業税でございませう。来年度の一月一日以後におきましては事業年度の終るときに附加価値税を納めることになりませうが、その場合に一月一日を間に挟みまして事業年度がありませう場合には、前の分は事業税として、あとの分は附加価値税として両者納めることになりませう。

○西郷吉之助君 そうしますと今大体私の質問したのは、純益がなかつた場合には附加価値税だけがかつて来るのですか。

○政府委員(萩田保君) そういう場合には、その事業年度全体を通じてまして、附加価値税の計算と事業税の計算を両方いたしまして、そうしてそれを一月一日を前後する期間におきまして按分することになります。従いまして事業税としては赤字の場合これは零になります。従つて一月から先の附加価値税に相当するものだけを納めることになりませう。

○西郷吉之助君 そうすると附加価値税額はその三月についての金額ですね。

○政府委員(萩田保君) さうでございませう。

○西郷吉之助君 その点もう一つ、今前段に説明された、事業税を納めた場合はさつきあなたの言われたように一月を境として、一月前は事業税であとは附加価値税、こういうことになるのですか。

○政府委員(萩田保君) はあ。

○中田吉雄君 今度の地方財政法ですが、寄附を強制的に取ることができぬようになつておりますが、新制大学はこの大抵府県でも平次計画でやつて、経常費については国費で持つが臨時費については府県で持つようになつて、非常にこれは地方財政を圧迫しておる。例えば鳥取県などでは昨年は二千五百万円の寄附をやつておる、殆んど入場税に匹敵するだけのものが大学の寄附に行つておる。これは今五ヶ年計画です。昨年一年ですつかりこれで窮つておるのですが、ところが旧の帝國大学、東京や京都などの擴張施設に對しては住民は何らそういう地方負担をやらずに國費でやつておる。たださういふ國家の恩恵を受けることの少い地方にできる國立大学については、こういう財政法の規定にも拘わらずどうしてもやらなければならぬということになるのですが、何とか自治庁の方としてもそういう方面から来る地方財政の圧迫を緩和するようないつ運動をお願いしたいのですが、どういふふうなことにこれについてお考えになつておるのですか。

○政府委員(萩田保君) 実はその点に御尤もでありまして、地方団体が住民に強制的に寄附をさしてはいけないといふことを地方財政法に入れますと同様に、国が地方団体に對して寄附金を出さすといふようなことは、この際一つ十分に慎んで参りたいといふことを考へまして、政府部内一致してそのような方針を取りたいといふので、目

下各省と相談しまして一應閣議決定したいなものを作つて、自肅をするというような方法を取りたいと我々としては考えておる次第でございます。

○中田吉雄君　只今で大体政府の御意向は分つたのですが、昨年の第一年度に臨時費を地方で負担して、第二目に入るのですが、今年もやはりあるのでしょうか。大体なしでやれるというふうな財政措置が取れるでしょうか、どうででしょうか、その辺のお見通しを。

○政府委員(萩田保君) まあこれは去年辺りそういう話がありましたときから我々として、法の建前としてはそういう寄附金を出すこと、勿論出すように国の方から勧奨すること、こ

とはいへませんが、地方団体側として出すこと自体も法の精神から見て面白くないということを通しておつたのであります。ところが、いろいろな事情から地方から自発的にというような形でお出しになつて、漸く国立大学が置けるというようなことになつたのだと思ひます。それでその年次綱があるようでございますが、それにつきまして国としましては恐らく寄附金を止めて、今年からは国費を直接注ぎ込んでやつて行くというふうにはなつていないと思ひますので、まあその寄附のお約束が残つておるわけになります。従いまして先程も申し上げましたように、政府が地方団体に寄附金を押しつけることを自願しようという申合せの中には、過去にやりました分も止めにしたいということも我々としては言ひ出しておるような次第でございます。

○西郷吉之助君 事務局長に伺いたいのですが、地方財政委員会はずでに発

足しておるのですが、私は財政委員長に就任挨拶の際にもいろいろ伺つたところが、まだ何も研究しておらぬから、勘弁して呉れということでしたが、その後何ら報告がありませんけれども、現に従来から財政委員会において十分検討すべき地方税法並びに平衡交付金法なんかも施行されておるのですが、今年度におきましては、地方税にこういうものが変則的な状態にあるので平衡交付金総額の一千五十億で果して十分かどうか。そういうふうな問題も多分に地方税法案にあるのですが、充足した地方財政委員会におきましてはこういう問題についてすでに研究しておられるのか、或いは何も研究しておられないのか、簡略でもいいから。

○政府委員(森田保君) 地方財政委員会の一審大きな目的は平衡交付金法の会合でございましてので、これは成立する問題になりましております。一番早々この点を研究しております。問題に對しまする交付金総額を決定することでありまして、これにはいろいろ細かい單位費用であるとか、補正係数であるとか、そういうものを決める必要があればなりません。それにつきましては研究しておりますがこれは如何にもむずかしい問題でありまして、理論的だけでは参りませず、実情を全部調べなければできない問題でありますので大体の方針を決めましてそれに基きましてこれから地方団体につきましてそれ／＼膨大なる調査をいたしたいと考へておるのであります。

ここで一つ申上げておきたいことは、実は平衡交付金法では本年度の額は八月三十一日までに決定する、こういうふうになつておつたのであります。

るが、地方税法の成立が予定通り行かなかつた、それから尙いらく／＼今申しましたように研究しなければならぬ問題があるというようなことから、大體現在地方財政委員會で到達しました結論としましては、八月三十一日までには無理であるからこれを相当延ばしまして、來年の一月、或いはできれば十二月中、恐らく一月になると思いますが、そのときに本決定をしたい。併しそれでは地方の財政のめどをつけるためには、又或いは現金にも困りまするから、この際仮の案を八月までに決めてしまひ、そうしてもう一回それに基づきまして概算交付、この概算交付はこれまで三回行いましたような、單に二十四年度の数字に按分するというのではなくて、大體平衡交付金の本則に従つて財政需要及び財政收入を計算して決める、そうしてにおいて正確な数字が出てから一月に本當の決定をしてその際清算すると、こういうよりなやり方をいたしたい、こう考えておる次第であります。

○西郷吉之助君　今の御説明でよく分つたのでありますが、御承知の通り今年度の地方債におきましても、恐らく地方公共団体の申込金額というものは龐大なものであつて、現在の三百七十億では到底賸り切れない現状にあると私は思うのでありますが、政府の一部においても五十億を増額するということが新聞なんかでも拜見したりするが、そういう考えがどこかにあるようなんだがそれが決定いたしません、今後地方財政委員会がそういうことを決定する役目ですが、地方財政委員会において必要があるならば積極的に政府とそれを交渉するのが建前であつ

て、従来のごとく地方自治庁長官に委して置くべきものではないと思いますが、そういうふうな点、もうすでに地方債の問題は非常に今の決定を八月一ぱいにはできないということは、要するに需要額が非常に大きいからどれを切つてどれを活かすかに苦勞しておられると思うが、今年度のごときは地方債が廃案になつたためにそういう点に依るべきものも多分にあると思うので、必要があれば増額をして早く決定して政府に折衝するとかいうことが緊急を要する問題だと思つていますが、そういう点財政委員会の諸公が地方債の増額の点なんかどういふ見通しを持っておられるのか、どういふ考えか伺いたいのであります。

今の平衡交付金はこれ又地方財政委員会において総額を見積るわけですが、もう政府の方においては二十六年度の予算編成方針も概略を立てておるようだが、そうするならば財政委員会はそのに選れることなく、国家財政の資料も集めて来年度の平衡交付金の総額見積りを早く準備しないと、一方の地方財政の方が決つて選れ馳せに地方財政委員会の方が二十六年度の平衡交付金を見積つておつたのでは、なかなか要求が通らないと思うので、この前の地方財政委員会の法案の際にも私は申上げたのですが、決定権は国家にあるので甚だ不本意なんです、こういふ国家財政との睨み合せによつて金額も決るのですから、全体の二十六年度の予算総額の徴収を早く用意されて、平衡交付金の総額の見積りを早く見通しをつけないと、二十六年度予算編成の上に又削られるような憂目を見るようになりはせんかとそれを心配す

るが、財政委員会の諸公はまだ就任早であつて極めて不慣れの方が大部分だと思ふのですが、であるから特に事務局長がそういう点を努力されないと、うやむやになつて地方公共団体にとつては何らのプラスをしないということになつてはいかんと思ふので、そういう点も併せて伺いたい。

○政府委員(萩田保君) 先づ前者の地方債の問題でありますが、これは地方財政委員会ができます前からお説のように、五十億増額するということを自治庁で考へておるのであります。これは政府部内においても又議がまとまつておつたのであります。地方財政委員会ができましても直ちにこの点を引継ぎまして、やはり最小限度五十億ぐらい出さなければならぬというのので、関係方面にむしろ重点がございまして、折衝中でございます。ただ実情といたしましては、地方税法が成立してこれの全体の基礎がはつきりいたしませんと先方は返事をしないというやうな格好になつておりますので、地方税法案の推移とも睨み合せまして強く交渉をして行きたいと思へております。

第二点の来年度の平衡交付金の総額の見積りにつきましては、全くおつしやつた通りでございます、地方財政委員会の最も大きな使命と考えておりますので、すでにこの点につきまして各方面の資料を集めまして、今月中に要求を内閣に出すことになっておりますので、それまでは的確な資料に基づきまして、地方の必要といたします額を十分に要求したいと考えております。

○相馬助治君　平衡交付金のごことで一

つお聞きしたいのですが、法的に見て平衡交付金というものは担保になりま
すか。具体的にいうと、町長が国から
来る平衡交付金を担保にして金を借
りるということが銀行で行われた場合
には、法的にこれは可能であるかどう
か。

○政府委員(萩田保君) この点はひと
り平衡交付金だけではなく、いわゆる
公共財産につきましては、強制執行と
か交付金について担保の設定というこ
とはできませんから法律的には無理だ
と思います。ただ精神的にでも申しま
すか、実際問題といたしまして、これ
の来るのを目当にこれが来るから金を
貸して貰いたいということでは言える
と思います。

○相馬助治君 それに実際にこういう
事例があるのです。私は先般大震災を
受けた今市の町民ですが、これが政府
から低利資金をお借りいたしました
ところが、御承知のように低利資金が
業銀行に一旦下りて、業銀行から今市
に向つて貸出が行われた。その際に現
実に平衡交付金が担保になつておるの
です。こういう場合にそれは町会の議
決を経てそれを担保にして借りたこと
を承知しておるのですが、将来問題とな
つて銀行が強制執行等をかけて参つた
ときにはこれは違法であるか。道義的に
は勿論これは責任を負つて拂わなけれ
ばならないのですが、法的に強制執行
をかけて来たときに違法であるか違法
でないか、こういう具体的な問題が私
の町に起きておる。私は今の説明を諒
とするのですが、この平衡交付金をそ
ういふ銀行であるとか或いはひよつと
すると個人に担保にして町長あたりが
金を借りて、これで強制執行をかけら

れたということになつては、恐らく政
府の意図するところと逆行するわけ
で、そういう観点から今申しした今市の
事例に対してそういう契約が第一違法
であるかどうかということをお聞きし
たいと思います。

それからそういう契約を現にしてし
まつたのであるから、その後法的な
強制執行等を受けた場合には如何なる
ことに相成るか。この二点について御
指導を願つて置きたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) 実際の例をよ
く承知しておられますので的確なお答
えを申すわけに行きませんが、ただ預
金部の低利資金を業銀行を通じて借
りておると申されましたが、今公共団
体に対してはそれは直接貸付になつてお
りますから、業銀行から借りたとい
う点がちよつと分らないのでございま
す。

○相馬助治君 復興資金です、震災
を受けて復興低利資金というやつ。
○政府委員(萩田保君) 恐らくそれは
公共団体というものは今市町じやなく
外に何か団体があるのじやないです
か。

○相馬助治君 町当局へ貸出すので
が、結局は一人々の町民に貸出をや
ることになる。因から銀行へ利率九分
で下げて銀行から一割九分六厘で今市
町民に貸付けるということになつてい
るようです。

○政府委員(萩田保君) それでござい
ましたら恐らく法律的には今市町とい
う自治団体が債務者ではなくて各個人
が……。

○相馬助治君 そうです。
○政府委員(萩田保君) それでござい
ますと尚更そういう町の金を担保に入

れるというような契約は法律上成立た
ないと思ひます。
○相馬助治君 そのことは、それで分
りました。

次に私お尋ねしたいことは、どうも
この遊興税や入場税というものは考え
まよつと非常にとりづらいとも考えま
すが、考え方によると責任額をぶつ
けてとりやすいとも言える。ところが
これに反して固定資産税などというも
のは非常にとりづらいと私は考える。
刑もこの弱体な市町村の今の能力で、
こういう固定資産を評価し得る能力が
あるかどうかということが先ず第一
点。

それからあなたはよく御承知だと思
ひますが、日本人は得てして地方税
というものは税金だと思つてはいな
い。これはもう成るべく打つちやらか
して置いて金廻りがよくなつて来た
拂うのだという、いい悪いじやなく、
そういう観念があるのです。そうして
今度は逆に赤い羽根の寄附でも、そ
れからPTAの寄附でも、任意寄附がま
るで税金であると心得ているというよ
うな、そういう矛盾が逆の面から来て
いるのです。従つてこれらを結論いた
しまして、この住民税や固定資産税と
いうものがこのままで行つてあなた
完全なという言葉をいけなかつたら、
今まで程度に地方の財政が運行して行
くだけの徴税が可能であるという御見
解でしよいか。極めて困難であるとい
う御見解ですか。

○政府委員(萩田保君) 全くこの地方
税に関する住民の観念という現実の問
題は、おつしやいましたよなことが
非常に多いのじやないかと思ひます。
まあこのシャウプ勧告を基本といたし

ました地方税改正は、シャウプ勧告の
趣旨自体が地方自治を強化するとい
うことでありますから、そういうこと
についても改正を加えなければなら
ないといふことを言いたいのだと思ひ
ます。それにはそれといたしまして、現
実の問題といたしまして現在見積つて
おります固定資産税、及び市町村民
税の徴収の歩合でございしますが、これ
率直に申しまして、一番初めの年にお
きましては新しい固定資産税は従来の
地租家屋税に比べて、或いは市町村
民税は従来の市町村民税に比べて、或
る程度徴収率が落ちるのじやないかと
考えております。お手許に差上げまし
た見積額の基礎数字はその点を見込
んだ上でお出しております。当初におき
ましてはそのようございしますが、今
申しましたようにこの税制が運用され
るにつぎまして、地方自治の観念が国
民の間に涵養されますならば、必ず
理想的な徴収成績を上げるものだ、又
それを上げなければ日本の地方自治
というものは成立たないといふこと
を強く確信しているものでございま
す。

○相馬助治君 今の答弁の意味はよく
分りました。そこでそういう現実と照
して政府は将来の平衡交付金を増額
して行つて、いろ／＼な面でバランス
のとりに易いように平衡交付金を逐次
額の上において増加して行くという政
策をとられるかどうかということが一
つ。

それから現に政府は如何にうまいこ
とを地方税法案の提案理由で説明して
も、市町村や知事に聞いて見ますと成
程地方税の財源は賸つたが、てんで
これは不渡手形を買つたやうなもの
だ、こういうことを現実にお申し
おる。それから現在の地方の徴税機構
というものをこの際大幅に拡充しなけ
ればならないという現実が来るわけ
です。そこでそういう現実を照してど
ういふ措置を考えておいでですか。そ
れはどういう形で徴税機構を拡充する
のだという指導的指令を用意してお
るかどうかということが一つ。

それからもう一つ。さつき言つたよ
うに地方民が地方税に対する誤つた観
念を是正するために、啓蒙的な何らか
の画期的な用意があるかどうか。この
三つをお尋ねします。

○政府委員(萩田保君) 先ず第一の平
衡交付金の将来の問題でございする
が、理想的には平衡交付金は地方財源
を完全に調整できる、でこぼこを直
す、この限度に止むべきであつて、そ
れ以上のものはやはり地方団体みずか
ら取りまかつたところの税によるべきであ
ると考えております。従ひまして今後
ただ税がとりにくいから平衡交付金は
余計にするのだというやうなことは、
我々としては考えておりません。

それから第二の徴税機構の整備につ
きましては、これはすでにシャウプ勧
告の発表以来このようなことが予想さ
れますので、而もこの徴税機構の整
備は一朝一夕にできるものではなく
て、吏員の養成に時日を要するの
で、当時から各地方団体に勧告をして
おるのであります。この点徴税法が通
過いたしますならば更に強く勧告い
たしたいと思つております。

それから第三に住民に対する趣
旨徹底の問題であります。この点
も機会あるごとに地方団体に申しお
るのであります。地方税でございま

るから我々中央政府がみずからこれをどうする、こうするということばかり言えないのでございまして、地方団体がやらなければならぬのであります。が、その基礎になりますようなことは、その基礎になる度ごとに申しまして、その方面に力を盡すようによく指導しておるつもりでございます。

○西郷吉之助君 財政委員会に伺います。が、地方税廢案後の臨時措置として短期融資を地方にしたわけですが、これが利息の取扱方法は非常に地方で注目しておられるわけですが、政府もいろいろ考へておられるのでしょうか、地方財政委員会の方としてはどういふことを申しておられるのか。又それが方法等も決つておられるか決つておられる範囲内で処置、方法を伺いたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) その地方税法不成立に伴います短期融資の利子、これが地方団体の負担になつてしまわないように、必ず固においてこれを補填するということは当初から我々としておはつておるのであります。そして、この点各位においても了承を得ておるのであります。ただ具体的方法につきましてはこれをどうするか、こうするかというところは未だ決つていないのであります。一番簡單なのは平衡交付金、それよりもつと簡單なのは利子に相当するものを直接国から補助金として出すということも一番簡單明瞭でございますが、次に平衡交付金の額を出す、殖やすということでもござい

ますが、これはいづれにしましても、国の補正予算を要する問題であります。が、まだ補正予算の段階に至つておりませんので、そのようなことも決定し

ていないのであります。最近大体こういう見通しを立てております。これは預金部の利子が現在九分程度であります。が、これが少し高い、少しどころか相当高い、これを最近の預金部の状況によりますと余剰も出たのでこれを相当引下げることができ、七分程度にでも引下げることができるといふような見通しもつておるようであり

ます。従ひましてこれによりまして利子を下げますが、その場合二十五年度借入だけではなく、過去において非常に高い利子で借りてあつた既往の負債の利子を下げるといふことにいたします。これによりまして相当地方の計画には裕りが出てくることであるから、そういうものと差引する。勿論もういたしまつと個々の団体につきまして必ずしもマッチいたしませんから、そういう場合には平衡交付金の中の特別平衡交付金において調整する、こういふようなことが、今後可能性がある案でないかと思つて研究をしております。

○西郷吉之助君 大体その総額は政府側は十億程度と見ておるようですが、大体そんなものか。又今の簡單な方法といふ、言われませんが、一番簡單なのは預金部のほうで無利息にすることです。これが一番簡單なことで元を切ればいいのですが、そういうことをすると預金部資金の運用上法律違反になるのかどうか。法律違反にならないならば、形式上の考え方より元を無利息にするのが一番簡單であります。その点の解釈は。

○政府委員(萩田保君) 大体第二四半期までの金を考へまして十億四角あるだろうと思つております。併しその

十億四角も本年度現実に融通する金によつて十億四角になるのであります。例年におきましてもやはり年度初めは金が足りなくて預金部資金を借りておる。従つて普通の年でも相当に利子負担をするといふようなことも考えられます。その差額だけが地方税の不成立に伴う本当の負担ということになつておるもので、それを目当てにしてよいのではないかとすることが考えられます。

それから次の預金部資金利子そのものを無利息にするという点であります。これは法律的に今どうなつておるかといふことはちよつと私承知いたしておりませんが、考へ方としては預金部は一つの政府の独立採算制を主義といたします資金でございしますから、これ自体がこういう場合の利子を負担してしまふといふことは必ずしも問題だと思ひます。やはりその額は一般会計において負担する必要があります。のではないかと考へております。

○西郷吉之助君 その点なんです。が、こういう性質上無利息にするのは必ずしもいふとお話ですが、例えば災害等の場合に国税を軽減するとか免除するといふようなことがあるのであつて、そういう精神からいふならばこれは応急資金として政府の施策の一環として、臨時の措置として貸出されたものであるから、独立採算制であつても国税を免除することがあり得るのであります。それから、そういう点は私は何もこういふ場合でも預金部が利息を稼がなければならぬのだという、根本原則はそれですが、こういう場合の取扱方法として何ら非難するものでなく、地方公共団体に對してはそれだけでなく平衡

交付金のごときものを與えるというやうな制度さえ出しておるのであります。から、同等の意味において私はそういう場合において、無利息にしても独立採算制の根拠を覆すのではなくて、税の減免を同様な性質、平衡交付金の性質から言へば、こういうことを考へても然るべきと思ひますが、やはり無利息といふようなことはいかんといいやうな御見解か。その点を再度伺つて置きます。

○政府委員(萩田保君) この点はむしろ大蔵省の問題だと思ひますが、私の考へを申し上げます。勿論無利息にするといふのも一つの考へと思ひますが、それを若し無利息にいたしますとさち／＼一杯に整理をいたしておるのをごさいますから、それだけ外のとこへの貸付に對する利子を引上げなければならぬ。ところが預金部資金は相当地大半地方団体に貸してありますので、先程申上げました七分に下げるといふものが、七分五厘までしか下がらぬといふやうなことになるかと、又地方団体の負担になつて来ることであります。から、どうしてもその差だけは一般会計から負担するといふ問題になつて来ると思ひます。そういうことができればこれは簡單明瞭にする意味において無利息といふことも一つの方法と思ひますが、いづれにいたしましてもこの点年度内に適當な方法を考へまして決してこれが地方団体の負担込みに終つてしまふといふやうなことのないようになつてほしいと思ひます。

○堀末治君 関連した問題ですが、今お尋ねいたしますが、今の利子補給の問題ですが、この間秋田県に参りまして預金部資金以外に銀行あたりから借出しておるのがあるのです。こんなのはどんなになさるおつもりですか。

○政府委員(萩田保君) これはやはりその理由が、地方税不成立に伴つてどうしても止むを得ず金を借りた、預金部では借りられなかつたので、外から借りた場合にはこれはやはり預金部資金と同じに扱わなければならぬと思ひます。

○堀末治君 金利が違つておつたならばどうなりますか。

○政府委員(萩田保君) あまり詳しく考へておりませんが、大体普通の金利によりまして、そうびつたり何円何銭といふやうなことも考へておりませんが、大体の見当を付けておられてそれによつて上げるより仕方がないと思ひます。

○堀末治君 もう一つお尋ねいたしますが、今大凡利子は十億だろうといふやうなお話だつたのですが、この間私は町村長会長の大会に行つたところ、そのときの挨拶の中に七億だといふことを言つておりました。そうすると大分開きが起ります。多く見積つて貰うのは結構ですが、併し七億の金をいふことになれば、やはりそれは大分大きい差があるから政府でもやりにくい形になるだろうと思ひますが、實際町村長会長の会議では七億だといふことをはつきり言つておつたのですが、あまり差が大きいので不思議に思つておられます。

○政府委員(萩田保君) ちよつとその点はつきりいたしません。が、恐らく七億と申上げましたのは第一四半期に貸出した分だけが七億で、更に第二四半

期までの金を考へまして十億四角あるだろうと思つております。併しその

期において或る程度出しますから、それをプラスすると十億ぐらい超すのではないかと思います。

○堀末治君 そのときの説明ではそうではないので、今すでに五億借りてこれからの分を借りるのを見込んで七億になる、こういう挨拶でしたが、ね、分らないければ結構です。

次にもう一つお尋ねいたします。それはこの間秋田県に参つたのでありますが、報告の中にもよく入れて置きました、ああいう東北、北海道のような単作地帯ですと税の収入が下期にのみずれるのです。上期は要するに皆資金を農業関係に投ずるものだから殆んど金が集まらない。さうなことで第一期希望されたことは、要するに税の徴収時期を法律でびつたりと決まないうで、その土地の状況に応じて取立てるようにして貰われないか、この一点如何ですか。

○政府委員(秋田保君) 地方税法は大体そのようになっております。徴収期を法律で決めておりますがすべて但書がついておりまして、特別の事情で変えていいということになっております。

○堀末治君 そうですか、それからもう一つ。さういふようなことで単作地帯の関係で一切がまあ税収がずれて来るものですか、そこで税収のないときには交付金を繰上げて拂つて貰いたい、こういう意見がある。殊にただ単に行政費くらいならば結構ですけれども、それによつていふ／＼な工事をしている関係はもう十月、十一月になれば雪が来てしまつて突降仕事ができないのであるから、成るべく公共事業費のようなものも、ああいうような東

北、北海道のような単作地帯にはその事情を勘案して繰上げて早く呉れないかというのを熱烈に希望しておりますが、この点如何ですか。

○政府委員(秋田保君) この交付金の交付を繰上げるといふ問題であります、御説御尤もであると思ひます。只今のところは別にさういふ取扱いはしておりませんが十分考慮いたしたいと思ひます。

それから臨時費につきましては、これは恐らく交付金が財源でなくして、起債とか国庫補助金であらうと思ひます。これにつきましては公共事業費の補助金等は東北地方につきましては特別に考慮しているようでありまして、外の地域に比べて第一四半期或いは第二四半期に交付金を多くして、それから我々の方の所管しております起債等につきましては成るべく早く、年度初めに査定したいという考へてございます。

○竹中七郎君 財政委員の秋田さんに申上げておきますが、私達もこの間地方に行きましていろいろ調査をして参りました。この問題を調査報告として出して参りますから、これは今いろいろ御覧も言われたのも入つておりますが、それを勘案して一つ御協力願ひたい、こういうことを先に先ずお願ひしたい。

次に我々国民民主党におきましては、これはたび／＼申上げるのでございますが、附加価値税及び固定資産税、それから住民税、この問題に對しまして、我々の方におきましては、相当余裕があると思ひます。或る地域におきましては、市町村民税におきましても政

府のお考えになるように、約二倍乃至二倍半、それに対して昨年の所得税の一二%でも大丈夫だ、こういうことが現実には出ておる。さういふときにおきまして、政府の方におきましてはこの三税並びにその他の九税ですが、十税でありますか、この問題に對しましてどれくらいのパーセンテージが取れないというお見込におきましてやつておられるか。或いは二割か三割か、この点はその後第七国会と八国会におきまして、財政委員会におきまして御勉強になつておるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 前国会以来或いは民間からの税の収入見込額が我々の見積つたのが少な過ぎる、實際もつと取れるのじやないかという御議論が非常に多いのでございまして、これは率直に申上げまして我々もいたしましては、大体この程度取ることの方がむしろ苦勞するのじやないかと思ひます。先程相馬さんのおつしやいましたように、差当り非常に徴収成績というやうな点も懸念されますし、それから又それはそれといたしまして、この現実の課税標準というものがさう多くあるものではないかと考へております。そこで大きな各税三つについて申上げますと、附加価値税であります、この見積りは大体国税で採りました事業所得、給與所得というやうなものを基礎にしております。これを法律が総収入金額から特定金額を差引くというやり方になつておられますので、こゝういふ計算をするのは少し合わないものであります、結局同じになりませんが、分配所得の面をつかまえて、国税自体のつかみ方、これを基礎にしているの

でございますから、この点はさう取れ過ぎるというやうなことはなく、本年度は施行いたしません、むしろ来年度になりまして当初におきましては、法人分などが相当ずれて来る關係上なかなかこの額を取ることも目体の方がむずかしいのじやないかという感じがいたします。

次の固定資産税であります、これにつきましては、一応さういふことも考へられましたので今度の一・七五を一・七にしたわけでありまして、尙それでも取れ過ぎれば一月になつてこれを調整するといふ措置も考へられますが、この見込自体は我々もいたしましては、大体もうこれでぎり／＼一杯じやないかと考へております。この分は土地家屋が大部分であります、これについては殆んど議論の余地はなく明瞭で一つ一つの額が分つておるのでありますからこれで大体間違いないと思ひますが、償却資産の問題であります、これは本当に正直に申しますと、全然どうにもしようがないのであります、これははやつて見なければならぬとして、これはやつて見なければならぬというところであります、ただ現在国税の方の資産再評価が進行しております。その状況を見ますとなか／＼その納税者の見積り再評価というものがさう積極的じやなく消極的のやうでありますので、これを客観的価格があるから率一杯に見て取るのだといふことを申します方が却つて納税者に對して無理じやないか。やはり収益状況等を見た価格で見て見なければいけないので、さうなりますと大体この程度のものでさう過大な見積りじやないかと……、正直に申しますとこの点は本當にやつて見なければならぬ

気がしております。それから市町村民税の方は、これはむしろ実は少し甘すぎる、甘いと思ひます、多過ぎる見込でございまして、この基礎に使つております所得税の額は国税で我々が二十四年度に調整いたしました決定いたしました所得額そのものを持つておるのであります。ところが国税においてすらこれは相当二割程度の徴収ができない分があるもので、それを全然無視して査定額そのものをつかまえてそれに一八%というものをかけておるのであります、これはむしろ今から大体この額はまあ相当努力しなければ、周知以上の努力をしなければ取れないということが分つておる程度であります、決してこゝういふ見積りがさう多過ぎるということにはならないんじやないかと我々はこの点正直に申しますと掛引じやなくて本當にさう思つております。

○委員長(岡本節吉君) 秋田君にお尋ねいたしますが、第七国会におきまして御承知の通りであります。その修正案は附加価値税を一年延期する、その徴収の減に対して現行の事業税及び特別所得税は二十五年度は徴収することにする、併しそれでは取れ過ぎるから、附加価値税を課することのできない建前になつておる農業、林業その他主として自家労働を用いて行つた畜産、水産業等が政令の規定するもの、こゝういふものは二十五年度事業税を取らない、まあこゝらは今度の第八国会におきまして政府が修正案を出されたそれと同様であります。政府は尙税率を下げておられる、事業税も下げておられる、これもまあ結構だ。

第三部 地方行政委員会會議録第六号 昭和二十五年七月二十一日【参議院】

一五

ところがこの固定資産税におきまして、緑風会においては二十五年は土地、家屋に対しては賃貸価格を標準として、その九百倍というものをその土地、家屋の価格だと仮に決めてそれに百分の一・七をかけたにしている。これは賃貸価格というものが甚だ曖昧なものであるからそれを九百倍するといふようなことは非常に不公平になり勝ちである。それで二十六年度においては評価委員を選んでは各市町村において、土地家屋においてその本当の価値を計算してそれに百分の一・七五をかけた。二十五年にそういふふうにして出た税と、二十六年にそういふふうにして決めた税と、非常に二十五年の方が多かったという場合にはその取り過ぎたものは返さなければならぬ、こゝういふふうなのであります。それが今度政府のじやそうできてない。多少は考慮はしてあるけれどもそうしなはかつた。併し今度二十六年度の土地、家屋については九百倍にして納付せしめたものが正式に価格を決定して、過不足を還付するといふようなこゝういふ措置を取つておられたが、なぜ二十五年にこれをやらなかつたのか。二十六年には緑風会と同じような案を採用して置きながら、二十五年の土地、家屋に対してはやらなかつたか。この点が昨日も連合委員会において、楠見君が盛んに質問した点であります。これは政府委員から、それは賃貸価格というものが二十四年度に引續いてやつておるものであるから、二十五年はそれであるのだといふのだが、それじや二十六年でも同じやないか。こゝういふに我々は考へておるのですが、その説明に甚だ物足らんのですが、その点を先ず一点伺つて置きたい。

○政府委員(萩田保君) 非常に御説明尤もでありまして、実は我々もそういふことを考へたのであります。そのよう今年度の税収入に更に狂いを起すといふようなことは、最小限度の範囲に止める方がよいといふような示唆もありまして、一番問題になります。この償却資産分だけについて認めただけであります。二十六年度は何故土地、家屋についてはそうしたかと申しますと、それはむしろ二十六年は土地、家屋については、本当のそれが賃貸価格にとられない現実の時価を評価するのが、建前になつたのであります。それが、ただそれが時間的に間に合わないで、十月、十一月になりますので、それから取つておるのは却つて徴収期が重なるので、仮に前二回に従来の賃貸価格に対するその倍数の率を以て納めるといふようなことを、これはまあ新しい問題で、それが単に徴収の便法として取り入れたような次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) その点がどうもよくさういふふうの説明されるのですが、それが分らない。その事情は私は諒としますがその点が徹底してない。

それから緑風会の案においては先程竹中君の御質問について御説明があつたように、償却資産というものの対する価がなか／＼出ていく、だから緑風会の方としてはその課税も一年延期したところか、こゝういふ案を出したのでありますが、附加価値税と固定資産税中の償却資産に対する課税は一年延期するといふことにしたところか。併し政府はまあ不完全なやり方ではあるけれども

も一応仮決定額から納付をせしめて、そして価格の正式に決定した後に過不足を清算する、こゝういふふうを考へておられる。で、これはどういふわけで附加価値税と同じように一年延期できないのか、その理由を私も大体分つておるつもりですが、政府の説明を一度聴いて置きたい。償却資産についてなぜ一年延期ができないのか。

○政府委員(萩田保君) これは全体の税の仕組の問題だと思ひますが、御承知のように財産課税を強化するというような面におきまして、この新らしい固定資産税ができたわけでございます。このうち償却資産だけ脱けてしまふことはどうしても税全体の仕組から面白くないと考へられるわけでありまして、殊にそれによつて穴の開きまふ分をどこかに持つて行きますと、更に又それでその税全体の仕組の不均衡さが大きくなるというやうなことから、どうしても今年償却資産の課税を行ふ。併し今年には仮の納税というやうな意味にして、来年清算するといふ措置を講ずれば、やつてできないことはないといふ見通しの下に、償却資産は延期せずに本年度行なつたやうな次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) それから緑風会は今もう一つ、いづれ皆様に逐條審議願ひますといふに出る参るのではありませんが、自動車税とか荷車税、これは年額二百円とか八百円とかいふ極く些細な税である。ところがこれに違反すると三年以下の懲役、二十万円以下の罰金を課するといふことになつております。これは以下とあるからいふよりなものはあるけれども、二十万円までは罰金が取れる。三年までは懲役が課せられるという法律の規定で如何にも酷である。そういう明らかなミステイクをそのまま残して置くのはいけな

い。だから懲役、体罰はやめて貰う、さうしてせい／＼三万円以下の罰金にして貰う、こゝういふように修正をしよつとしたのです。これがなぜ又目をつぶつてしまつてやらないのか、こんなことは当然やつていいのではないかと申すのがやられない。その理由を聴いておきたい。

○政府委員(萩田保君) 只今の修正案は我々としても全く同感なのでございまして、実は今度提案いたした案を前にさういふことを盛り込んだ案を考へたのでありますが、関係方面の意見としましては、いじり出すときりがないから一応全部をのままで出す。さうしてただ施行時期が遅れるというやうな関係で納期をずらす。それから固定資産税の中の償却資産の決定を仮決定にする。それから附加価値税を一年延期する。尚その外に税収入が多過ぎると思われれば最顯著な固定資産税の課率を一・七に下げる、最小限度に止める。こゝういふやうなことでそれ以上何としても了解を得られませんかので止むを得ずこゝうやつて出したわけでございます。

○相馬助治君 今の委員長の質問ですね。それは前の国会の委員会の討論にも緑風会の代表によつてちやんと述べられて速記にまで出てゐるのです。それでこゝだけの話でさういふふうにおつしやつたんでしようが、これを一ついじり出すとがら／＼するといふのは、税率とかその面の問題の場合にも許せないのですが、その場合は言わな

いとして、少くとも体罰、それから二十万円以下の罰金というやうなのは、緑風会の代表が人を馬鹿にしてゐるという表現の討論をしてゐるのです。同感です。こゝういふものを盛らない、直さない原案を出して、さうして通してくれと言つてもいささか聞えませぬと言わざるを得ないので、あなたにこんなことを言うても仕方がないが、委員長が言つたから私は尻馬に乗るやうですが、これは私總括的なときにやるつもりですが、これはとくと考へておいて下さい。

○石川清一君 税制の確立については、第一番に租税者、納税者の協力といふものがなければならぬ。税務行政、行政官吏の民主化といふこと、適正な運営といふことの三つのことが考へられるのでありますが、前の所得税法が痛烈にこの三つの面を暴露して、こゝういふやうな輿論が起き、あま

りやうな改正が行われたと思ひつて、今度の地方税の改正に當つても、今度の反対といふ大きな民衆の声の中にはこゝういふ分が非常に多く盛られておられます。只今の説明を聞きましてもやはりさういふことがうなづけるので、國稅庁の官吏も自治庁の官吏も私は同じだと思ふ。それで今までの考へから見ましても、税を高くして客税を少くして取る、そこに大きな刑罰を備へ、後ろの方に権力を持つておるといふことが今までの日本の官僚の行き方からすれば非常に楽だ。全部の課税の客税を押さへるということは非常に困難なんです。これはどこまでも課率を引き下げて、客税の全部を握むといふ方向に持つて行かなければならぬといふ声が今度の修正の案に現れておるのであります。こゝで考へ

させられることは、今までの国民感情から行けば大抵國税の官吏が將校級で、地方税の官吏が下士官級で、町村の官吏が大抵兵隊級で、兵隊級に何倍の俸給を作つてどうせと言つたつてこれはもう支離力がないので、どこまでも全部の客税を押える。そのためには税率をできるだけ引き下げて全部の客税を押えるという方向に持つて行かなければいけないので、町村長さんも恐らくそれを認めておられますし、この際自治庁の役人の皆さんはこういうような腹を決めまして、こういうふうなやつたら実はいいんだという修正案を出して頂くのが日本の税制の民主化だと思つて、お裁断を下さいますか。(同感だねと叫ぶ者あり)

○政府委員(秋田保君) 私も御意見には全く同感です。そのつもりで努力いたしておるのですが、今同はどの程度しかできなかったものでありまして、御不満のところは将来に期したいと思つて、全くその方向は同感でございます。

○竹中七郎君 先程の附加価値税の問題であります。この度附加価値税が一年延期になりまして、事業税が六百億ぐらゐ取れるから、相当軽減して取れるというところだが、私は大抵附加価値税と事業税とは殆んどパーパーぐらゐだと考へてゐる。そこで先程の問題が起つたのですが、この問題に對しては、事業税がどういふわけで六百億取れるから、今度のようないパーセンテージを下げたか、その理由を伺いた

い。
○政府委員(秋田保君) この事業税は御承知のように前年度の事業所得、これを課税標準にしております。二十五

年度は従いまして二十四年の事業所得でございます。これは相當値えてゐる。而もこれは國税において査定済みの額でございますから、その基礎数に殆んどこれからどうなるかということとを推定するということはないのであります。すでに過去に出た数字でございますから、客観的に相當正確である。それに対して從來の十五％という率をかけますと、七百を超す、相當納率を見積りまして七百億を超す、こういう数字になるわけでありまして、従いましてそれを基礎にしまして四百二十億という程度に下げますと、大抵十二％程度になるという結論が出たわけでありまして。

○竹中七郎君 附加価値税と事業税とはどれくらい違ふのですか。その問題……
○政府委員(秋田保君) これはその總額について申しますれば、まあ第一事業税は前年度二十四年度のものを使ひますが、附加価値税におきましては結局二十五年度としますれば、二十五年度のものを使はなければならぬ。その間に或る程度の差がある。それからもう一つは利益だけじゃなくて給與額が含まれますから、これは非常に大きな額になる。總額において多い少いという比較はむづかしいと思つて、個々の事業主体、納税者につきまして考へますと、これは非常に違ふわけでございますが、全般的に見ますれば、やはり相當減る。つまり從來の率を以て事業税を取ると、新しい四％の率を以て附加価値税を取るとでは相當減るわけでございます。ただ大きな会社、殊に現在帳簿上利益の上つていないような会社、人を派山使つておる会社、

こういうところは相當値えるのでありまして、この例を以ちまして全体を推しますと、まあ非常に値えるように思われるのでありますが、從來の事業税を大部分負担しておりました中小企業者、これはもう殆んど軒並に相當減税になつております。従いまして、この程度の課率を以ちまして大抵四百二十億が附加価値税でも事業税でも取れるというふうな見通しを立てておるのであります。

○竹中七郎君 何と申しますか、附加価値税の基本的問題につきまして、前國會にもいろいろ出た問題でありまして、自治庁と安本との調査の結果が、相當五千億以上違つておつた、そうして安本の計算によると、どうしても六百億以上取れるところというところの問題があつたのでございまして、その後その点を御研究になつて、この二十五年度では減つて来る、二十四年度なら再びそれくらいだと、こういうことで又再び同じようなものをお出しになつたと思ふんですが、それは……
○政府委員(秋田保君) その点は二十五年度と二十六年度の数字が違ふからという意味でありまして、まあ他くまで我々の方の計算が正しかつたと考へておるのであります。安本の資料は、統計的に國民所得というものを見れば、それは或る程度あるだろうと思つて、それが實際課税の対象として把握できるものは、國税におきましては大體その数字を使つておるのであります。先程國税が將校で府県税は下士官なりというお話がございましたが、適切な御表現だと思つて、何と申しまして、地方では足りないものでありますから、國税で把握できる以上のものを

を県が把握できると思はれません。やはり國税で把握した程度を基本にして、ぎり／＼一杯のところはそれを基礎にするよりいたし方ないと思つております。

○中田吉雄君 ちよつとお尋ねします。この案というものは、關係方面の係官から書いて貰つて議決したんですか、憲法なんかは大體あちらからとまあ我々よく聞いたんですが、殆んどそういうふうになつておるんですか、どうですか。
○委員長(岡本愛祐君) ちよつと速記を止めて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。
○石川清一君 平衡交付金制度は、大體附加価値税とやはり並行して考へられたものでないかと思ふんですが、今の政府の原案によりますと、今年まあ事業税によつてこれを代えるという説明ですが、事業税が大體一八％取るといふように、全部取つておるような印象を與えておるようですが、資料によりましたら、大體標準だけを取つておる、附加税に七・五取つておるのが十六府県もあるやうなんですが、この場合、この現実というものを平衡交付金の中で勘案するお考があるかどうか承りたい。
○政府委員(秋田保君) この事業税の現在の率が大體一八％といふのは、普通税七・五％、市町村附加税七・五％、合計一五％、それに對しまして都市計画税といふものがございまして、これは制限が三％でございます。これを入れまして一八％、こういうことになつております。で、平衡交付金

には飽くまで新らしくてきます。二％、この率を以ちまして、その団体が何パーセントの税率で取りましようとも、平衡交付金の計算には一二％を以て標準財政力と見るわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) これは岡野國務大臣がいずれ出られますから、そのときに聞いた方がいいんですが、事務當局としての事務的問題として今聞いて置きたいのですが、それは自由黨のこれは公約といふんですか、方針といふんですか、二十六年度は全國の減税といふことを叫んでおられます。あそこその内訳は七百億は國税で減らす、三百億は地方税で減らす、まあこういうふうなことに聞いてゐるのです。そうすると折角住民税を二倍半に上げた、固定資産税を三倍に上げた、四百億の財源を地方公共団体に與えておる。地方税をそれだけ多くしたのです。来年又それを三百億減らすのだつたら何かナンセンスみたいな気がする。これは第七國會、第八國會に亘つて皆さんが苦心して大法案を審議してゐるんですが、そのときにこれをやられると、どうも私共に分らない、何か事務的にそういうことが可能なわけですか、それを一つ聞いて置きたい。

○政府委員(秋田保君) 委員長のおつしやいましたように、我々事務的に見まして、全く不思議に思つております。政治的にどういふ申出があるのかと期待してゐるんでありますが、地方財政といふことは、来年三百億をこのままの財源、このままの形で減税するだけの余地は到底ないと思つて、従いまして三百億に減税するの

でございしたら、三百億は平衡交付金を増額するとか、そういう穴埋めがあればともかくといたしまして、ちよつとこのまま三百億を減額するということは事務的には考えられないと思います。

○委員長(岡本榮祐君) どうもその点私共分らないのですが、一応聞いて置いたのですが、これは国務大臣に一つお聞きしたいと思ひます。

○石川清一君 先程お尋ねしたのは、七・五の府県と百分の十一とつては府県があるわけですが、それはその府県の財政事情によらぬと思ひますが、この昭和二十二年のこのいう事実を私は附加価値税が実施されないとしたら、本年度においてこのいうような実情を勘案するか、このいうお尋ねをしたわけなんです。

○政府委員(萩田保君) 平衡交付金の配分の基準には、現実にその団体が如何なる課率で税を取っているかというところは全然考慮しないわけなんです。全部標準率、新しいものでは百分の十二、これにて計算するわけでありま。

○竹中七郎君 自転車税とか事業税を、年度初めに登録したときに取つて、あとで買ったときに、購買したときには取らないようになつていますが、あれは我がが調査したときにおきましては、買ったときにやはり何といひますか、番号札を、許可証をとる。そのときにあとのまあ六月なら六月から来年度まで、このいうふうに取りたい、このいうことを言つておりますが、そういうことはまあ一つの法案を直すというよりも目茶苦茶になるのでやれないと思ひますが、この点は御

考慮になつておりますかどうか。お伺ひいたします。

○政府委員(萩田保君) これはお説の通り、この前の参議院におきましても御意見がございしたもので、考えたのであります。先程のようない理由で一応入れなかつたのであります。この点は必ずしもその方がよいと我々も思ひませんが、小さい税でもございしますから、一回限りにしましてあとはいく月間課税というふうなことはしない方がよいのではないかと、ただ新しく買つたときに、番号札を貰うときに納めないでやる、その年度だけはそういう点はございしますけれども、その点は小さな税金でございしますから、考えないでもよいのではないかと思ひます。

○竹中七郎君 今の問題も、自転車税はなか／＼小さい町村ではない税ですから、この税をあなたの方のように国の会計をやると小さいものと思つてゐるかも知れないが、なか／＼税金を出す方でも、それからこの度の均等割の市町村民税でも四百円というふうな問題がありまが、あの問題も実際に最低は二百円くらいでいい、実際は……これは先程西郷さんが言われましたが、生活保護法に引つかつておる人とその上の人の間は、生活保護法にかつておれば何にも出さなれない、その上の人は何でも出さなければならぬ。この問題が一審深刻です。そういう問題がありますから、あなたの方で四百円、六百円、八百円と簡単にやられるが、実際に現実にとる面におきまして非常に困つた問題であると思ひます。この問題もこの財政委員会におきまして、相当お考えになつ

て頂かんという、それならば下げてしまへばいい、地方自治の権限でやれたいと思ひますけれども、なか／＼やれるものではない。これは国で法律を企画せられたい人々がもう少し民情を調査せられませんか、非常にあの問題が困りますから、これは勧告の程度で一つお願いしたい、かように考えます。

○委員長(岡本榮祐君) 尚萩田君にお伺ひして置きますが、昨日連合委員会において村上運輸委員から政府当局に質問があつた。それは私鉄の課税について地方自治庁の調査をした資料に誤りがある、それは通行税においても、通行税の廃止というものは税制改正による私鉄事業の負担減と見るべきものではない。それに負担減となつておる。それから現行事業税についても、現行事業税として私鉄が負担しておる金額、利益課税として八千六百万円に過ぎないのに自治庁の方の計算は六億になつておる。これは電氣関係において固定資産税においても大変な見積り誤りがある。これは甚だ困る。殊に又シャープ博士が来られて、そうして自治庁の調査されたというものを根拠にしてゐる／＼考えられると、私鉄に対する圧迫というものは非常に甚しくなる。これは何回もそういう誤りを直して呉れというのを私鉄の経営者の方から、又運輸省の方から地方自治庁の方に申し込んでおるに拘わらず、依然として地方自治庁の方が正しいといふことを主張されて直して貰へない。これは甚だ不当だといふことを運輸陳情せられておつた、それに対して政府当局の方では、それは飽くまで地方自治庁の方が正しいのだといふ

に陳弁しておられました。これは公平に考えまして我々もどうもその点は割切れないのですが、どういふふうなことは見えておられるか、もう一度お尋ねして置きたい。

○政府委員(萩田保君) これは一番初めお出しになりました通行税を税の負担に見るかどうかという問題でございしますが、これは附加価値税もやはり我々は消費者に転嫁する税だと考えております。限りは、通行税もやはり消費者が負担してゐる。併し軌道会社も納めておるといふ点につきましては同じ税だと考えております。附加価値税の計算をする上においては通行税、取引高税も勿論計算に入れて然るべきだと考えております。それから事業税の見積りを私共と正式の書面を見ておられるかはつきりいたしません。事業税につきましては去年税法が変更されて、純益に対する課税がなくなつて総収入金額に対する課税で、現行法が變つております。従つてその額から申しますと、ここに出来たような額が出て来る、それとつまり改正直前の税制と直後の税制と比較するのを至当と考えるので、それを比較しておるわけでございます。

それから電氣関係ですが、これはどういふ意味か分かりませんが、これは殆んど税率に何ら変りはないのでございしますから、仮に電氣料金が上つたから税の負担が上るとか、こう申しますと、この物価の変動を全部入れなければ計算ならぬわけでありま。このうことと計算しなければならぬと思ひます。ちよつと氣になりますのは法人税の新しい改正の額が零になる

わけでありま。このうことをしますと純益の率からいふと法人税の経営をやるものはないわけ、法人税が零といふことはないという議論もあると思ひますが、これは一応このままの経営状況を見まして、法人税を計算いたしますと、例の再評価によりまする償却額が非常に多くなりまして、全部赤字になりますので、法人税は零という計算になるわけでありま。

○委員長(岡本榮祐君) 速記を止め

○委員長(岡本榮祐君) 速記を止め

○石川清一君 政府の給與ベースの關係の面においては寒冷地手当というものが特別に支給されておるのに、今度の平衡交付金、一般平衡交付金、特別平衡交付金の中でもそういうような關係で起る来るところの経費の増減或いは消耗費等が認められておるというように聞かされておるのですが、土地、家屋の資産の評価の場合でも同じようなことが言えると思ひますが、そのことについて評価上の課率、倍率について変更するお考えを持つておるかどうかお伺ひいたします。

○政府委員(萩田保君) それはまあ家屋などは建築費というものがございしますから、建築費がかかる以上全同様に率になつてゐると思ひます。ただ土地などにつきましては、宅地は別といたしまして、農地につきましてはおのづから収益力から還元されることになつております。そうしますと、収益力は総収入から経費を引いたものになりますから、その経費の中には、寒冷地であるが故に余計にかつておる経費と

いうものは差引かれる。それから収入の方でも寒冷地であつて収入が少ければ少いのでありますから、おのずから安い評価額が出て来ると思ひます。今の賃賃価格はその点も考慮されておると思ひますが、まだ十分ではないと思ひますが、本格的な評価をしますれば寒冷地の土地の評価は或る程度違つて来ると思ひます。

○石川清一君 只今の御説明によりますと、土地の賃賃価格或いは家屋の賃賃価格は相当勘案しておる様に言われておりますが、これは確か昭和十五年頃に改正されたと思ひますが、その頃の生活費或いは生活というものを考えずに来たその当時の考えの上に立つておるので、これは当然そういうものは将来とも考慮するべきであつて、今度の評価の中に、或いは課率の中に織り込むことが日本の民主的な政治のあり方として正しいと思ひます。そのことについて意見を伺ひます。

○政府委員(萩田保君) 今申し上げましたように、只今付いておられます賃賃価格にはお説のように余り含まれていない。本当の賃賃を評価する場合には今度の新しい制度では考慮するようになると思ひます。

○高橋達太郎君 今のに関連してですが、家屋の場合それは寒冷地であつてと余り関係ないのだと思ひますが、問題はむしろ寒冷地帯における家屋の状態がどうして冬期間が長いから農家として非常に規模が大きいとか、ある意味から言へば全国的に見て相当広い無駄と言ふか、非常に広い農家の作りになつておるわけですか。それからそういう寒冷期間が多いから従つて材料費、その他も相当それを貯蔵すると

この倉庫であるとか物置とかいうようなそういうものが余計に多くある。そういうような特殊事情というものを考へて頂けるかどうかという意味で私にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) その点たびたび寒冷地帯のお方の御意見を承つておるのであります。また現在のこの制度としますれば、そのようなことまでこの税の中に入れていくことは考へていないのであります。ただこの経費の面に具体的に現われて来る。それからこの市町村民税の基礎になります。所得、この所得自体が寒冷地なるが故の経費が余計要するといふために所得が減る。この程度しか考へていない。同じものを寒冷地なるが故にするといふところまで考へておりませんが、恐らくこの関係方面の方には御尤もなことでと思ひますので、将来継続して研究したいと思ひます。

○高橋達太郎君 この法律ではそういうことは想定し、考へていないけれども、そういう特殊事情は十分分るから、将来なりにまあ考へたいというふうな意味ですね。

○政府委員(萩田保君) さようでございます。

○石川清一君 只今の答弁は所得税の中に見込まれておるというふうなお話でありましたけれども、決して所得税の中では見込まれておりません。農業所得にしても若干はあります。殊に農業所得におきましては夏期間において行われるのであつて、冬の寒冷地帯においては全部生活でございまして、家屋の面においては大体生活というものが中心になつて考へられますので、当然この中で考慮するべきだ、只今の御説から言ひまして私は妥協と考へております。

○委員(岡本愛祐君) それでは只今の資料の提出をお願いいたします。

○中田吉雄君 資料のことにつきまして、随分前からお願いしておるのであります。何んとか善処する善処するで、いろいろお尋ねしようとする基礎資料にしようと思つてお願いしておるのですが、随分我々あちらの自治庁に行つて見ると、いい資料があるようですけれども、そういう只今お願い下さつたようなものと併せて至急お願いしたいのです。

○委員(岡本愛祐君) それでは岡野国務大臣はまだ参りませんから、一時地方税法案の審議を中止いたします。大橋法務総裁並びに岡崎官房長官が参りますが、先程から齋藤長官の代りに清淵国家地方警察本部次長が見えておりますので、治安問題について御審議願ひたいと思ひます。中田委員に申し上げますが、国家地方警察本部長官は管区本部長の会議に出ておりますから、今来れないやうであります。

○石川清一君 私のお願ひしますのは極く簡単な資料であります。免税点の事業税の場合、四千八百円になつておりますが、これを特例で下廻ることが出来るやうになつておりますが、それを府県別にその免税点通りにしておるか、その実情の数字をお願いして、このくらしい簡単なものはないのです。まだ提出がないわけですね。

○委員(岡本愛祐君) どうぞ。

○中田吉雄君 我々ずつと敗戦以來行われまして選挙ごとの取締方針を、いろいろ選挙に關係あるものから、自分自身が当事者でないものにずつと見て来ておつたのですが、今回行われた選挙工程検査、同警、自治体警察が自由党内閣の意を受けて非常に中立性という点からいろいろ問題になるやうな取締、検査方針を取つておると思ひますが、そういうことについてどういふふうにお考へでありますか、お伺ひしたい。

○委員(岡本愛祐君) これも連絡して至急取ることにいたします。

○高橋達太郎君 先程萩田さんにお願ひしたのは、ちよつと要求した趣旨を申上げて置いた方がよいと思ひます。要するに、最近の委員会において府県は非常に楽にやないから、或いは県の予算は外形的に増えているのじやないかという議論が非常に多いのです。併し實際これを内容的に見ますと、そういうふうな法令なり事務的に出さなければならぬ費用がもう非常に嵩高であつて、外形上は増えておるけれども、本当に府県が身のある歳出が独自でなし得るといふものは幅が非常に

に少いと思ひます。そういうものを数字的に知りたいたいでありますから、これは是非一つお作り頂きたいと、こゝろ思ひます。

○委員(岡本愛祐君) それでは岡野国務大臣はまだ参りませんから、一時地方税法案の審議を中止いたします。大橋法務総裁並びに岡崎官房長官が参りますが、先程から齋藤長官の代りに清淵国家地方警察本部次長が見えておりますので、治安問題について御審議願ひたいと思ひます。中田委員に申し上げますが、国家地方警察本部長官は管区本部長の会議に出ておりますから、今来れないやうであります。

○中田吉雄君 治安問題に入りましてすでに、選挙の取締についてちよつと御許し願ひたいと思ひます。どうぞ。

○委員(岡本愛祐君) どうぞ。

○中田吉雄君 我々ずつと敗戦以來行われまして選挙ごとの取締方針を、いろいろ選挙に關係あるものから、自分自身が当事者でないものにずつと見て来ておつたのですが、今回行われた選挙工程検査、同警、自治体警察が自由党内閣の意を受けて非常に中立性という点からいろいろ問題になるやうな取締、検査方針を取つておると思ひますが、そういうことについてどういふふうにお考へでありますか、お伺ひしたい。

ではなか／＼納得できんのですが、例えば我々同僚で当選してある議員なんかは、選挙事務所でも味噌汁一杯飲んでおつたために国警で逮捕して長く留置して置く。そうして一方金権候補の方では一瞬について数百万円の選挙費用を使つて当然国民から見たら、これが検挙なり、捜査されねばならんのに、そういうものについては不問に附しておる。それにも拘わらず組織から出た候補についてはいさ／＼些末な形式的な問題でもしておるというので、非常に警察に対する住民の信頼がいろいろ問題にされておる点が多いのです。そういうふうになか／＼下の方には目が届かんと思うのですが、一つそういうことのないように厳に、時の内閣であるから寛であり、野党に対しては形式的な違反に対しても極めて苛酷であるというふうなことをいふように一つお願いしたいと思うのですが、我々は例を挙げて幾らでも説明ができるのですが、時間があるまいので申上げませんけれども、そういう希望を申上げて置きます。

○委員長(岡本榮祐君) 最近の治安状況について国警本部の方で見ておられるところを御説明願いたいと思ひます。

○説明員(瀧淵瑞巳君) 最近の治安状況と申しますと、先ず大きな事件は五月三十日の宮城前における進駐軍に対する暴行事件から始まると思ひます。あの事件に際しまして、警視庁が相当数を出しておりましたが、多数に対しての警備力その他の点から検挙が多少遅れまして、進駐軍の方で検挙したというふうなことに相成りまして、進駐軍当局の方から相当なお叱りを受けたやうであります。その後警視庁は六月二日でありまして、その後警視庁は六日二日でありまして、都内の集会並びにデモ行進を禁止いたしましたのであります。それから五日になりましたが、五日まで禁止いたしておりましたが、五日から更に無期限で禁止するということに相成りました。更にその後日にちも忘れまして、全国の自治体警察についても警視庁と同じような措置をとるやうにという指示がありました。これは警視庁を通じて全国に連絡いたしましたのであります。その後更に国警の管内においても、自治体警察の管内でも全部禁止するということになりますれば、国警の管内にもその影響が来るであらうから、同一步調をとつた方がいゝであらうということに相成りまして、国警としても同調したわけでありまして、国警の管内は何と申しました事故もなかつたのであります。これらの一連の措置に対しまして、マツカーサー指令官に対する質問公開状というものが各所に現われてまして、それが勅令三百十一号に該当するという結論になりました。全国で相当数の検挙をいたしましたのであります。その後御承知のように共産党幹部の追放、「アカハタ」幹部の追放、「アカハタ」といふような措置がとられて、私共その措置に應じて取締等をやつておるわけでありまして、更に最近に至りまして、御承知のように全学連から出ておると思はれる軍事基地の地図が頒布されておりました、一斉に捜索いたしましたことも御承知の通りでございます。

御承知のように朝鮮における戦争が起つた後の動向につきましては、この事件に対しての直接の問題というものは未だ大した問題は起つておりませんが、ただ最も心配されております九州地方におきまして空襲警報が出たとか何とかいうことがありましたが、本日も管区本部部長の会議で聞いて見まするのに、人心は極めて平穏でありまして、そうした飛行機が来たとかいふやうな事実実は知らない。こういうやうな報告でございます。むしろ対馬の方などは密貿易がなくなりまして却つて淋しくなつてゐる、このやうなことも聞いておりますが、大体におきまして平穏のやうに存じますが、併しなから一面におきまして、最近におきまして新聞紙で御承知の通り、秋田県の三関における列車の顛覆事件、それから岐阜県における発電所の水路の妨害によりまして洪水事件がございました。この事件につきましては、三関の方は恐らく故意にやつたものであらうというやうに断定いたしまして折角捜索いたしております。岐阜県の方は恐らくは過失であるというやうに言つております。尚こういふ事件がほつたり現われまして、人心に與える不安も大きいのでございますので、極力いゝ／＼産業に対する或いは列車妨害に対する警備を嚴重にいたしたいと存じまして、折角努力いたしておる次第でございます。

○委員長(岡本榮祐君) 岡崎官房長官、大橋法務総裁が御出席になりましたので、国家警察予備隊の創設、その他の治安関係について御審議をお願いしたいと思います。先ず大橋法務総裁にお尋ねいたしますが、先に第七回の継続審議の機会に大橋法務総裁の出席を求めまして、マツカーサー元帥の書簡による国家警察予備隊の創設に関する事項につきましてお尋ねをしました。そのときに各委員の御質問に對しまして、大橋法務総裁からまだその構想なんかもまだないというお話でございました。ところが最近の新聞では政府においてその構想その他の構想もまたまつて、今関係筋の方と交渉しつゝある。その内容も新聞紙上に報ぜられるというやうな状況になつております。第八国会における本委員会におきまして、先ずこの点の御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) 国家警察予備隊の創設につきましては、先般当委員会におきまして御説明を申上げたのでございます。その後私共は関係筋当局と密接な連絡をとつて、これが具体化に努力をいたして参つたのであります。現在までのところでは、その後實質的な構想につきましては、殆んど何ら具体化する程度にまで参つておりません。実は日本側においてこの具体化の側面当るべき責任者を至急選定して、その者と関係筋当局とが協同して具体化に當らう、こういうことに相成りまして、只今政府といたしましては、將來創設の期におきましては、この警察予備隊の運営にも参画するといふ心持を以ちまして、今日この準備活動に當るべき人を選定いたしました程度でございます。そういう次第でございます。この機構或いは又活動範圍等、或いは組織といったやうな点につきましては、今後この者が関係筋と折衝を続けながら具体化して行くということに相成るわけでございます。只今これ以上申上げる段階に至つておらない次第でございます。

○西郷吉之助君 只今法務総裁から説明という程度に行かない話を伺つたのですが、前回の委員会におきましても調査中一点張り、私は非常にそれを追及したのですが、そこで、質疑応答の形においていろいろ話されたと思うのです。今のお話でも誠にその場合と同じで、なぜそれでは新聞にはそれがいろいろ報道されて、段々詳しい内容が報道されて、例えば八月から募集するのだというやうな内容まで出てゐることは御承知の通りと思ひます。そういうやうなことであつて、御承知のごとく只今国会も開会中なんです。そういうやうな問題は非常に重要な問題でありますから、でき得べくんば政府としては国会にそれを諮るべきである。然るにそんな御説明のやうに一步も進んでないとか何とかといふことを言われるけれども、新聞の報道が漸時体制を整えて、段々詳しい説明も加えておる。そういう際に一番最初に知るべき国会が知らないで、外が知つておるといふやうなことでは甚だその運営の方針が誤つておるのではないかと。法務総裁はそういうやうなことを進んで国会議員に説明されるべきものであつて、そういうやうな單なる成るべくものを言わんといふやうな態度は私は非常にいかんものだと思う。そういうやうなことはこの前も申上げたのですから、できるだけこういふやうな関係委員会においては細かい説明を誠意を以て積極的にして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今西郷さんからお叱りを受けたわけでありまして、

が、政府といたしましては或る程度の構想がある。これをこの当委員会において知らぬ存せぬ、或いは申上げる時期でないと言つて、ひたすら隠しておるかのごとき想定の下に只今のお話があつたのではないかと存するのでございますが、私共は誠意を以ちまして皆様に御相談するのは当然のことと心得ておりますが、ただ今日の段階におきましては先程申し上げました通り、遺憾ながらこの構想を作り上げて行くために関係当局と折衝に當るべき人を選定いたしておる。そうしてともかくまだ具体的な交渉を先方と始めておらないという段階にあるということをお断り承願いたしと存じます。尚新聞紙におきましますいろいろの報道について只今御指摘がございましたが、これは如何なるところからかような記事が出ましたか、その出所につきまして私共は関知いたしておりません。特に八月いつから募集すると、こういうことでありましたが、こういうことにつきましても今後の折衝によつて決まるべきものでありまして、只今何ら定まつたものといつてはないということをお断り承願いたします。

○西郷吉之助君 只今分つたような分らんような御説明を聞きましたが、何も隠しておるといふのでなくて、法務総裁が御存じの範囲内においては我々に誠意を以て説明をして頂きたいという熱意を私は申上げるのであつて、例えて申しますならば、只今人選中であるという、その人選中ということについてあなたは人選中ということだけで名前も言われませんが、新聞紙でも発表しておるではありませんか。只今例を言えれば新聞で誰々と人物と写真が出

ておる。で、積極的にその意味でも人選中でも誰々というように名前が出ておるのに、そういうような極めて味もそつけない御答弁ではなく、できるだけ構想中であり人選中であると言ふが、私は政府のそういうことを担当しておる者が全然そういうことを知らないでやつてゐるわけがないと思う。常識上考えましても、そういう警察の問題につきましても前の国務大臣の随員さんでも成るべくそういうことは聞いて呉れるなというように一点張りである、成るべくそういうことを遠慮しておつたのですが、こういう際に更にそういう態度を政府がとられることは甚だ遺憾至極であります。もつと親切に我々にこういう構想なら構想、こういうことを希望しておるなら希望しておるといふくらいのこと、ただ人選中で、その者が折衝するので、政府は知りませんというふうな無責任なものではないと私は思います。

○中田吉雄君 次のような点について総裁にお尋ねいたしたいと思うのですが、予備隊を作れというマツカーサーの指令があつたから、占領下だからその指令に従わざるを得んからやるといふふうにとれるのですが、客観的に日本国内の情勢からいまして二十万という殆んど常備軍にも等しい、平和時代の常備軍より遙かに上廻るような数を置かねばならぬ程日本の国内の客観情勢が、治安がな／＼維持できないような事態に急迫しておると見られますか、そういう点についてお尋ねいたしたいと思つております。

それから関係筋という／＼具体化の問題についてお打合せのようでありますが、その打合せにつきまして、これができるだけマツカーサー元帥の意向が靡然なく国内に活かされて行くというために、国民の代表である国会の意見を聞いて、どういふような形態で置かれたら一番その趣旨によく副うかというふうな意見を各派から求めまして、そういうふうな意見を以て関係筋と当られまして、そして関係筋の意向が誤りなく国内に活かされる、こういうふうな手順をやるお考えはありますか、却つてこのことが反米思想というふうなことに付てはマツカーサー元帥の善政に対しても十分報いるものでないというふうに考えるのですが、この二点についてどのようにお考えでありますか。

○国務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊の創設につきましては、マツカーサー元帥の命令によつて創設するのであるのは勿論でございますが、併し今日の国内における治安上の必要から申しまして、これは極めて適切な措置であると考えております。又これが実施につきまして、将来各党各派のいろいろの御意見を伺ひたいし、これによつて構想を作つて行く上に参考とするかどうかという御質問でございますが、この点につきましては、今後の実情によつてどちらかにいたしたいと考えております。

○中田吉雄君 こういう問題は党派によつて従前に政争の具にすることはよくないと思つておられることは、一旦あれだけ関係筋と折衝をされました、具体的にそれが実施されましたならば、なか／＼改めるといふことが實際困難なわけでありまして、幸い国会も開会中でありまして、十分そういう意見を懇談裡にでもいい聞かれまして、私にはやられました方がマツカーサー元帥の趣旨を過もなく活かし得るものであるということを希望いたす次第であります。

○国務大臣(大橋武夫君) 御趣旨のあるところはよく承知いたしました。將來特にさような点について考えて見たいと思ひます。

○西郷吉之助君 具体的な説明がないのですけれども、もう一つ御質問したいと思ひます。名の示すごとく、今回は国家警察予備隊と申す、仮称でございますが、そういう名前になつておるのですが、現にこの問題を離れて、警察制度の問題は国家警察、自治体警察の二本建てで行くのがいいの悪いのか、こういうふうな實際の問題に本委員会とは始終関心を持つておるわけでありまして、その点いろいろの点から不満足な警察制度で今日来ておるわけですから、そこに新たなそういうふうなものを国家警察と別個にやられれば、ここに三本建ての警察の基礎ができて、またその前も法務総裁が質疑にお答えになつたのは、各方面に管区本部を設けまして、プロトク的に予備隊を置くというふうなお話であつたと思つておられます。そういうふうなことになるかと、現在国家警察の機構としてそういうことがあるのですが、その上に更にそういうふうなものを置かれてやるのか。そういうものは非常に有事の場合の活動が目的であらうと思つておられますが、平常はどういうことを任務とするのか。こういうことを法務総裁は今の段階の下でどう考えられておるか。そういうことをお伺ひしたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 国家地方警察、自治体警察二本建てになつておるということに關連いたしまして、警察においていろいろの研究すべき問題があるというところは、私も全く同感でございます。この点につきましては、今後の機会におきましてもできるだけ皆様に御一緒に研究をして行きたい、かように考えております。又その二本建てになつておる警察の現在の組織の外に新しくこの予備隊ができて来る、ここで一層警察の機構、組織というものが複雑さを増して来るということとは明らかでございます。これを如何に調整すべきであるか。又特に予備隊が平常においては如何なる任務を與えらるべきであるかということ、極めてこの予備隊につきましても根本的な重要な性格であると言わなければならぬ点でございますが、実はこの点すらも只今明確になつていないような状況であります。

○竹中七郎君 西郷さんの御質問に關連した質問であります。自治体警察と国家警察の間におきまして問題になることは、これは大臣各位は御承知のことと思ひますが、現在の自治体警察におきましては非常に規模が小さい。それで經費の点におきまして、又一度犯罪が起つたときにおきましてもその收拾に困る。そして国家警察の方々に御依頼しなければならぬ。或いは教養の点におきましても、又人事交流の点におきましても、恩給の問題、給與の問題でありましても非常に困窮しておる。この問題をどうしても解決しなければ、現在の警察制度がうまく行かない。それに又予備隊ができて参りました、それをどこの面にやるかという

問題になりますと、まず／＼西郷さんが言われました通り、非常に怪奇なものになるのじやないかと思ひますので、私はこれを今直きに御返事願うことはなか／＼むずかしいのであります。この自治体警察と国家警察との間を、何とか人員におきまして或いは三万だとか五万というようにしなければ、自治体自身が参つてしまふのじやないか。そういうことを考えるのであります。この点につきましては法務総裁からお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 自治体警察の現状につきましては、いろいろな批判が世間に行われておりました。又これらの一部につきましては私も同感に存する点が多々あるのでございまして、これらの問題を如何に処理すべきであるか、或いは制度として全く改正すべきものであるかどうか。或いは今日の制度の運用を更に検討して、或る程度は運用によつて解決し得るかどうかというような点につきましても、今後十分に研究をいたして参りたいと存するものであります。無論これが研究につきましては、皆様方の絶大なる御協力に待たなければならぬ、かように考えております。

○竹中七郎君 最後にもう一つお願いして置きますが、この予備隊ができましたときに、あなたの方ではつきりした線をお出しになることが一番警察制度の改革にいい時期である。かように考えますので、特に御考慮になりまして、最善の方策を立てて頂きたい。こういうことをお願いいたして置きます。

○國務大臣(大橋武夫君) よく了承いたしました。

○石川清一君 私も今度上京する前に警察局長さんにお会いをいたしましたところ、北海道であります、美濃の事件或いはその他の兇悪なる事件の捜査に當つても、警察力の弱体、非常に今日の国家警察の弱体並びに地方自治警察との連繫が完全に行つていない。こういう点でいろいろ指摘を受けまして、この点今度の国会で十分論議されるようにというようなお話がありまして、私も身も又そのように感じておるわけでありまして。昨今町村の中におきましては、自治警察というものが非常に増高いたしたもので、町村制を新たに受ける場合には自治警察を返上いたしました。村から町に変わった。すでに自治警察を持つておる町村でも国家警察に返上したいというような財政面のあることを先ずお考え願ひまして、このことが實際日本の警察制度の民主化でありまして、こういうことは十分審議を国会に報告をされて討議をした上で、多くの國民の声を聞き入れまして、新たに予備隊を置く上にそういうような観点を十分織り込んだ方策を立てることが、真に将来不動の日本の警察制度を作るゆゑんだと、こういうふうに私は考えておるのであります。

今日西郷委員の申されましたように、もう少し今までの過程の御説明を願へば、よりよき警察制度ができるのではないかと、かように私は思つております。又現在のように進んで行きました場合には、先程中田委員から今度の選挙の問題についてお話がありましたが、現在の参議院の選挙におきまして、全国区八十餘万、地方区五十餘万、これは地方によつて違ひますが、このように金額を以てして普通の選挙はでき得ないということは新聞の論じておるところで、それ／＼認めておるところであります。ただ單にこれが手続の上で、或いは書類の上でそういう点で、完全でないような措置がとられるならば、それで問題なしというように考え方ではなくて、むしろ現在の警察制度の中から實際をはつきり出されまして、それ／＼国会の討議にかけられ、新しく實際的に生活に合致するようない方法を実際の中から、強い警察力といひますか、治安の正しい運営の上から、国家権力の保持の上から打ち出されるという考えを持たれることが日本の民主化の第一であると考えておるのであります。更に今度の予備隊の編成にいたしまして、國民の非常に関心を持つておるべき点は、再び軍国主義的な発展をして行かないということ、もう一つは失業救済的な意味で最も杞憂していることは共産主義者が入つて来ないか。こういうような二つの面を非常に國民は心配し警戒をいたしておるのであります。こういうふうなことも國民的な立場、國の將來を完全に國民の手によつて治安を保持するといふ建前で、国会中にそれぞれできる範圍で勇敢に発表されて、論議をされるものが、国会の意向を聞くことが真にアメリカの占領政策に完全に協力することになると私は信じております。従つて脱皮をされて、できるだけ／＼な事情を發表されるように私はお願い申し上げます。

○國務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤もなお話でございしますが、実はこの問題の構想をまとめて行く上から申しますと、ひとり日本側だけの意見で決めるのではなく、治安の性質上、関係

方面との共同的研究過程を通じて具體化したしめるものでございまして、只今私共の側といたしましては、お示しすべき構想の案と申しますか、さういふものは持ち合せていないわけでありまして。併しなからこれは國家の極めて重要な問題でありますし、又國民諸君の最も大きな関心の的となつておる事件でありますことは、只今のお説の通りでございまして、あらゆる機会に皆様方のこの問題に對します御意見、或いは御構想をお洩し頂きますことは、私共といたしましては極めて幸せである、かように存じておる次第でございまして。

○西郷吉之助君 この予備隊の問題は、お聞きのことと、意見を聞きたいたし法務総裁は言うけれども、自分からだけ何も示さないで意見だけ聞くと、いふ極めて一方的な話では問題にならないので、一向に進みようがないので、官房長官も来ておることですか、この点官房長官から意見を聞くなら、何となくその辺を委員長として、何となく知らぬ存ぜぬ、お前の意見だけ聞くと、いふ話にならんとする、委員長によつてその辺を考慮して頂きたい。

○委員長(岡本愛祐君) 新聞紙上で見ますと、この度マツカサー元帥が勲獎せられた國家警察予備隊というものは、總理府の外局を設けてこれを所管する、それが岡崎官房長官が責任者となる、こういうようなことを報道しておつたのですが、これも與太記事であつて事実じやないのですか。

○政府委員(岡崎勝男君) この問題については大橋法務総裁からいろいろ申しまして、非常に言えない点が多くて

苦しいのですが、實情はあの通りなのであります。それでこの記事を私も見まして驚きました。よく読んで見ると總理大臣の下に置くといふのだから、担当大臣ができるまでは岡崎がその仕事をやるのだらうと、そういう中味は書いてある。それがただ大きく出ただけなのであります。それから例へば或る新聞に何歳から何歳までを募集するといふのが出ておる。これも同じこと、常識的に見て推察して働けるのは何歳から何歳くらいだらうというように、なことから出たらしいのであります。我々の方から洩したといふことは一つもないと思ひます。従つて中には常識的のことです。従つて中にも常識的のものかも知れません。あとで成案ができたととき比べて見たら當つていふ点があり得ると思ひますけれども、今のところは常識を以て判断してどうなるだらうと言つて書いたものとし私は思ひません。それで恐らく中には随分違つたことも出て来るだらうと思ひます。

○西郷吉之助君 官房長官に質問するのですが、官房長官は長く外交官をやつておられたのですから、極めて進歩的な思想をお持ちだと思ひますが、こういうふうな今の話で、非常に關係との關係や何かの点でデリケートな点があることは我々もよく分るのであります。でありますから、今国会は開会中であるから国会にお諮りになるのか、御自分でなされるのか、こういうふうな点もありませんし、極く大雑把などというふうな目的で置くのだとか、そういうふうなことが問題になつてゐる以上、國民に秘密にする必要もないと思ひますので、何も言わなければ却つて疑心

苦しいのですが、實情はあの通りなのであります。それでこの記事を私も見まして驚きました。よく読んで見ると總理大臣の下に置くといふのだから、担当大臣ができるまでは岡崎がその仕事をやるのだらうと、そういう中味は書いてある。それがただ大きく出ただけなのであります。それから例へば或る新聞に何歳から何歳までを募集するといふのが出ておる。これも同じこと、常識的に見て推察して働けるのは何歳から何歳くらいだらうというように、なことから出たらしいのであります。我々の方から洩したといふことは一つもないと思ひます。従つて中には常識的のことです。従つて中にも常識的のものかも知れません。あとで成案ができたととき比べて見たら當つていふ点があり得ると思ひますけれども、今のところは常識を以て判断してどうなるだらうと言つて書いたものとし私は思ひません。それで恐らく中には随分違つたことも出て来るだらうと思ひます。

暗鬼で誤解を招く点が多いのですから、言つていい範圍は述べた方が私は誠に民主的ではないかと思つたのですが、そういうふうなこれは何のために作るかも分らない。而も今官房長官が言われた通り随分詳しく發表されておるのですが、我々もこの通り知らぬ存ぜぬであらうふうに出て来ると、読む方の国民一般の方からあれを又あの通り解するわけである、出た以上は随分誤解を招くと思つたのです。發表に當つて我々は全部をこゝでお聞きしたいと思つてゐるのではない。極めて發表なさつても構わんくらい大きな枠はお示し願へるのじやないかと思つたのです。その点はどうでしょうか。

○政府委員(岡崎勝男君) 實はこの問題は政府側と関係筋との間の何と申しますか、非常に緊密な共同作業で案を作つておるのです。ところが関係筋側の意見も無論ありますし、我々の方の意見もありまして、なか／＼成案がでないで今日に来ておるわけなのです。法務總裁の御説明の通りであります。そこで發表の問題につきましても関係筋ともい／＼打合せしたのであります。現に新聞紙を指摘しまして、こゝう誤解の記事もあるから或る程度決まることがあれば、或いは決まりそうだと思うことがあれば今にも許そうじやないかという話もしたことがあるのであります。現在の状態では一番問題になりますのは、無論大した裝備はないのでありますけれども、裝備の点も一つの大きな問題なのであります。これは御承知のように、我々は今武器を持たない建前になつておる、従つて如何なる裝備であらうともこれは関係筋の容認がなければ持てないわけ

です。又容認があつても作ることがこちらではできないのであります。向うから供給を受けなければできないわけでありまして、ところが一方には朝鮮の問題等が起つておりまして、関係筋はこゝういふことに關係すると、非常に今機密の瀾洩といふことでもないのではありませんが、非常に細心の注意を拂つておるといふ現状であります。ですから海のものとも山のものとも分らんうちに言うことは差控えようじやないかといふ話になつて、できるだけ成案を急ごう、こゝういふところへ来て今やつつあるわけでありまして、さういふ御了承願ひます。

○中田吉雄君 官房長官に、お尋ねより希望といふことになりまして、いろいろな關係があつて只今いろいろ／＼各位から質問されるのですが、お洩らしになりませんので、こゝういふ点について希望を申し上げたいと思つたわけです。それは占領政策と内政との調整といひますか、敗戦以來五ヶ年間に亘つていろいろ／＼關係筋の善導によつて日本がまあこゝまで再建ができたわけでありまして、併しアメリカのような考えを保持して、そしてよく調査されたと言ひながら、十分実情に通じないために、悪意ではない、善意ではあるが、必ずしも占領政策が適當でなかつた点がある／＼あると思つたわけでありまして、例へば先に問題になりましたように、自治体警察と國家警察のような問題、アメリカのようなところでありましたら自治体警察も十分發展する、そして使命を十分担ひ得る可能性があつたわけでありまして、こゝういふようなことを日本の状態に拘り定規によつて行なつた。そして我々が相当信ずべき筋から仄聞しまして、この制度は改めなくては行けないが、一応やつたから、面子があるから、なか／＼何らか警察制度を根本的に変える際まで改革を留保する、或いは最近問題になつております教員の資格認定を關係筋からの指示によつてやつて、三十七府県の日教組の諸君がゼネストを以てこれに對抗して、いろいろ／＼その示唆に對して抵抗している。或いは夏の超過供給のようなちつぽけな問題にまで倍率をどうするとか。こゝういふような場合について、この日本の政府側の意向が十分に伝えられず、善意ではあるが余り適切でなかつたといふような問題が相當多いと思つたわけでありまして、さういふ点につきまして自由党内閣とされましては、日本の憲政史にも稀な程、二百八十数名の極めて強力な内閣を組織しておられるわけでありまして、特に武器を持つ、或る意味では軍隊の代用のような警察の起るということとは実に大きな問題だと思つたわけでありまして、十分に輿論の赴くところを訴えて頂きまして、關係筋を誤らなからしめると言つては大きいわけでありまして、さういふ点は是非善処して頂きたいと思つたわけでありまして、それからいろいろ／＼關係筋と折衝されたい問題について十分算置の措置ができないと思つたわけでありまして、新聞紙上ではただ賠償償還費をもつてこれに充當するといふことになつておるのですが、さうしますと財政法のあれは何條ですか、三十條ですか、あれにはあの財政法も關係筋が書いて呉れて讀んで日本が實際にやつたわけであ

が、あれによりまして、かれこれ予算の流用をするわけに行かない。その場合には国会に於いてやらなければならぬわけですが、ボツダム政令はすでに優先するわけでありまして、こゝういふことも成るべく關係筋との關係はありまして、国会に於いてやつた方がいゝと思つたわけでありまして、臨時国会でも召集されてその時でもやられる御意向でありますか。或いは新聞紙上に報道されておるようにボツダム政令ですか、あれによつてやられる御意向ですか、その辺伺ひたいです。

○政府委員(岡崎勝男君) 只今いろいろ御意見を伺ひましてこれは御尤もだと思ひます。併しまあ私見を申し上げて恐縮ですが、政府として考えておりますもの、私もさう思つておりますが、今の二本建の警察は私自身としては根本的には正しいものだと思つた。つまり地方自治といふものを與えて財政も向うに相當與えるといふ根本精神に則すればやはり地方に警察を置くという趣旨はいい。その細目が、うまく連絡がでなかつたり或いは財政の負担力のないところ無理やり警察を置くやうになつたりするので困難な点があると思つたのであります。こゝういふ点はこれは話合ひで、了解すれば訂正するのによぶさかではないと私は確信しております。從來いろいろ／＼ありましてけれども、徐々に訂正しておる部分が随分あると思つた。従ひまして今後でもきるだけあの精神、マツカーサー元帥の手紙の精神を生かす意味で努力いたします。また仮に一過警察につきましてこの制度ができた仮定いたしましたとしても、その後各方面の意見を聞きまして、又これを訂正することも無論可能だと思つております。

○堀末治君 只今の問題ですが、いろいろ先程から答弁を承つて見ますと、まだ公式の席上で發表できないような苦しいお立場があるようにお察しいたすのでございますが、できることならば、成るべく近いうちに若しも公開できなければ、せめて秘密会でも開いて、何程なりとも私共の納得の行くようなお話を頂きたい、こゝういふことを希望いたして置きます。今西郷さん中しした通り、大体国会も三十一日といふことになつておるのです。私共この委員会は殊に大切な地方私法案を抱えておるわけでありまして、月曜日から本格的に逐條審議に入るといふことになればなか／＼そんな方面を落着いて聞いておる暇もないので、成るべく私共の方からお願ひ申し上げませんでも、あなたの方から進んで一つ僅かな期間ですから、お話下さるようにお取計らいを願ひたい、かやうに希望いたします。

○委員(岡本愛祐君) 只今堀君から発言がございましたが、さういふことで、今日はこの程度にして置きたいと思ひます。

○堀末治君 ちよつともう一つ……実はここに新聞を持つて来ておりますのですが、昨夜の夕刊、これに「徳田氏はなぜ捕らないか」といふことが東京新聞に出てゐるのです。

○委員(岡本愛祐君) ちよつとお待ち下さい。今の問題を片付けてからい

たします。岡崎官房長官は御職掌柄渉外關係をいへる御折衝されるのであります。警察問題については今御意見の一部の開陳がありましたが、私共この地方行政委員会におきましては、我が国の治安の確立ということでは最も重要なことの一つであるというので、今まで審議に審議を重ねて来たのであります。まあ大體皆さんの御意見、いろいろそこにニュアンスがありますけれども、掃蕩しましたところは、自治体警察、今中田君からも御発言がありました。したが、そういうものは主義においてはよからう。つまり日本の民主化というものがすつかりでき上つた、民主化の社会の完成した後の制度としてはいいであらう。併しまだ民主化の過程にある我が国といひまして、小さな五万以下ぐらいの町で自治体警察をやるとは非常に無理である。それは今御指摘のありました財政面ということとはよりでありまして、その外に民主化のでき上つていないという小さな都市であります。そこに腐敗というものが起つて来る。それがもう殆んど近頃は外の問題に圧倒されて出ませんけれども、腐敗の事実が日々新聞に報道されるような状況になつてゐる。それでこれはどうしても考え方を変えなければならぬ。而もそこらの小さな町においては、三万ぐらいの町ならば五十人、六十人ぐらいの警察員がいるであらう。それは二番制になつていて、二十人か二十五人ぐらゐしか片番がない。事が起つた場合には何の役にも立たない。外から応援を求めなければ自治体が自分の力で治安を維持するとか言つて見たところでナンセンスである。それで国警、又は

外の自治体から応援を求める、而も常に五十人の人々を抱えて置く必要は毫もない。何も用がないから……併しそういうふうなやなことが起り勝ちである。とにかく日本の今の過程においてはそういう警沢はしては行かないといふことである。併しどうしてどうしても弱小自治体警察は再検討の要に迫られてゐる。だから、自治体警察はいふのだといふことを一概に言われまじければ、それはすつかり民主化の完成した後の制度としてはいいのだけれども、今の制度としては大いに考えなければならぬ、こういうふうには考えられません。これは私の意見が大いに入つております。外の委員も又違つて意見があるかも知れませんが、そういうふうにかえておきますので、御参考までに申上げて置きます。

では岡崎官房長官に御退席願つてよろしうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それではどうぞ……法務総裁にお残り願ひまして、今の堀君の御質問にお答え願ひたいと思ひます。

○堀末治君 実はすでに御承知だと思ひますが、昨晩の東京新聞に、「徳田氏はなぜ捕らないか」というので、「局長、警視総長も暗躍する」「青葉会」というのでずつと出てゐる。最後に警視庁長官の二課長として、「この会のメンバーの具体的な名前や任務についてはまだはつきり判明してない、ただ、こうした組織があることだけは調査済みだ、具体的にわかり次第善処する考えである」ともあつた。だ、これについて丁度好い機会ですが、

法務総裁からこの記事についてはつきりすることができれば大変幸ひだと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 実は私この記事は甚だ迂闊でありまして、私共今初めて見たような次第でありまして、この件につきましてはいずれ十分調査いたしました後にお答えいたしたいと思ひます。

○堀末治君 成るべくさつきの問題と一緒に併せまして、近いうちに一つお答え願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 附け加えますけれども、これは官庁に共産党の秘密組織がある、で、青葉会というものが各官庁において組織されてゐる。これによりまして、農林省、通産省、大蔵省、安本の各省に亘つておつて、構成メンバーは農林省の局長が一名、課長が七名、通産省の局長が一名、課長が六名、大蔵省の課長が二名、安本の課長が四名、こういうふうになり、而も検査庁、特審局、警視庁、国警にもある、検査庁は三名ある、特審局に三名ある、で、これと地方警察に警視が一名、それから都の本部に警部が二名、警視庁の警部三名がこのメンバーになつてゐる。で、これは重要なメンバーであつて、その外積極的な援助してゐる二つの官庁のグループがある、こういうふうな具体的に局長が一名とか、課長が何名といふことを載せておるので、これは全然デマの記事でもなからうと思ひますのでありまして、これはよく御調査を願つて、犯人の隠匿の新任務を課せられてゐる、そういうふうにも書いてありますから次の機会に御答弁願ひたい。もう一つ、やはり東京新聞の七月二十日の新聞であ

ります。それに、日立の争議の背後関係といひまして、「約二ヶ月間に亘つてさながら革命前夜のやうな騒動に終始した日立ストは、労資の歩み寄りによつて終末を告げる状態になつたが、争議の性格は共産党の呼号する権力闘争、地域人民闘争の色彩から一歩進んで、人民解放地区闘争という戦術が隠されてゐた」と捜査に當つた水戸地検ではその本質を暴露してゐる、日共が地理的に狙つてゐる人民解放地区は全国で数ヶ所あるという情報をすでに入手してゐる最高検では重大な関心を持つてゐる、特に日立ストを通じて表面に現れた数々の事実は検査されたスト首謀者の黙秘権行使という裏付け調査の困難さにも拘わらず状況判断において絶對的に確信を持たせると言つてゐる、とこういうふうにして書いてあります。この点も併せて御調査を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 承知しました。

○委員長(岡本愛祐君) 法務総裁にこの際何か外に御質問ございませうか。――それは岡野国務大臣はGHQから帰つて来ませんので、今日はこれで散會いたしましうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それでは今日午後四時二十五分散會

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
岩木 哲夫君

委員		政府委員		内閣官房長官		地方自治		地方財政		地方自治		地方財政		事務局		説明員	
石村	幸作君	大橋	武夫君	岡崎	勝男君	小野	哲君	奥野	誠亮君	萩田	保君	保君	保君	増已君	増已君	増已君	増已君
安井	謙君	高橋	進太郎君	相馬	助治君	中田	吉雄君	西郷	吉之助君	竹中	七郎君	石川	清一君	石川	清一君	石川	清一君